

テーマ別部会の状況報告（開催状況、主な意見等）

<目次>

開催状況	1
各テーマ別部会での主な意見等	
1 環境・利用部会	
（1）説明資料（第1稿）に対する意見、提案（案）	
（第5回環境・利用部会(5/29)資料2より）	2
自然環境	2
水質	11
利用	23
2 治水部会	
（1）説明資料（第1稿）に対する意見、提案（案）	
（第1回治水部会検討会(6/7)資料2-1より）	31
3 利水部会	
（1）これまでの主な意見・やりとり内容（第3回部会まで）	
（第20回委員会(4/21)資料1-2より）	43
（2）利水部会における今後の検討項目（案）	
（第1回利水部会検討会(6/7)資料2-3より）	47
4 住民参加部会	
（1）これまでの主な意見・やりとり内容（第5回部会まで）	50
（2）住民参加に関する委員会・他部会での意見	
（第5回住民参加部会(5/27)資料2-2より）	61

開催状況

部会		内容
環境・利用	第1回(3/8開催)	説明資料への質問について河川管理者の回答と意見交換
	第2回(3/27開催)	前半：検討班別、後半：全体での意見交換
	第3回(4/10開催)	説明資料に関する意見交換（検討班別）
	第4回(4/17開催)	説明資料に関する意見交換（全体）
	第5回(5/29開催)	説明資料（整備内容シート含む）に関する意見交換（全体）
治水	第1回(3/8開催)	説明資料への質問について河川管理者の回答と意見交換
	第2回(3/27開催)	説明資料に関する意見交換
	第3回(4/10開催)	説明資料に関する河川管理者からの説明と意見交換
	第4回(4/14開催)	〃
	検討会(6/7開催)	今後の議論及び部会の進め方について意見交換
利水	第1回(3/8開催)	説明資料への質問について河川管理者の回答と意見交換
	第2回(3/27開催)	説明資料に関する意見交換
	第3回(4/14開催)	説明資料に関する河川管理者からの説明と意見交換
	検討会(6/7開催)	今後の議論及び部会の進め方について意見交換
住民参加	第1回(2/24開催)	説明資料および住民参加の提言に関する意見交換
	第2回(3/27開催)	〃
	第3回(4/11開催)	〃
	第4回(4/18開催)	〃
	第5回(5/27開催)	説明資料に関する意見交換

各テーマ別部会での主な意見等

1 環境・利用部会

(1) 説明資料(第1稿)に対する意見、提案(案)(第5回環境・利用部会(5/29)資料2より)

【自然環境】

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
3章 河川整備の基本的な考え方	河川環境保全の基本的な考え方	・基本的な考え方に、「これ以上生物種を減少させない」「人間の生存に必須のものである生態系に機能をこれ以上低下させない」といったことも補足したほうがよい。その点については十分に認識している。文言の修正については、検討したい。(河川管理者)	(3/27)	「これ以上生物種を減少させない」「人間の生存に必須のものである生態系に機能をこれ以上低下させない」等の目標を追加すべき。
4.2 5.2 河川環境(全般)	自然環境の保全、回復の目標	<p><提言が目標としている「1960年代前半」とは?></p> <p>・提言では、今後の河川整備にあたっては、1960年代前半目標として強く意識することが重要だと提言しているが、これだけでは不十分。「人間や生物が許容できる範囲内で、ダイナミックに変化する川」というのがひとつの基準になる。実験を行って目標となる基準値を見つけていく必要がある。</p> <p>1960年代のモニタリングとフィードバックを実施して順応的に対応していけば、目標を決めなくてもやっていけるのではないかと思っている。(河川管理者)</p>	(4/10)	<p>河川環境保全の目標となる姿、基準を記載すべき(4.2)</p> <p>・提言で述べている1960年代前半を目標とすべき (1960年代の環境が本当に良かったか。それ以外に目標とする姿があるか)</p> <p>保全の目標を設定、共有するための方策、検討事項を記載すべき(5.2)</p> <p>・水系全体のマップ(保全すべき地域等を示す)が示され、それに基づいて利用の計画も策定されるべき</p> <p>・目標とする年代の環境資源目録を作成し、回復のタイムスケジュールを利用計画も含めて検討すべき。</p>
		・1960年代の川には確かにあった「生活のにおい」が、今は消えてしまった。無機質な川になってしまっている。	(4/10)	
		・河川環境は、陸の草や木が河川に一方的に入り込まない状態、或いは川床材料が一方的に細くならないような状態といったように、現象が一方向に進まないような状態が好ましい。この観点から見て、1960年代の河川環境が本当によかったのかどうか、検討してみる必要もある。	(4/17)	
		<p><自然環境回復の基準、目標を設定、共有するための方策></p> <p>・保全地域を示した琵琶湖淀川水系全体のゾーニングマップの作成が必要だ。そういったゾーニングができれば、地域ごとにどのような利用計画を立てるかを判断する際の一種の基準になっていくだろう。また、各保全区域での今後30年間の自然の再生計画も必要となる。</p>	(4/17)	
		・自然環境を回復していく基準として、過去の環境資源目録(どこに、どのような生物が、どの程度いたか等の記録)を作成した上で、自然環境をどのようなタイムスケジュールでどの程度まで回復していくのかを考えていけばよい。その際には、自然環境の回復のスケジュールに合わせて5年ごとに期間を区切って、河川敷公園やゴルフ場などの河川利用面も含めて計画を立てる必要がある。	(4/17)	(水系全体のマップ作成の是非。代替案があるかどうか。作成に向けて必要な検討事項等は何か)

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・1960年代の淀川左岸には約50個のワンドがあった。せめて30個くらいは復元してほしいと思う。その際には、緩傾斜面のある水辺移行帯が必要。 ・基準の1つの考え方として、社会的な価値観、考え方をどの程度踏まえるのかが重要になる。生物多様性条約をはじめ、日本にもいろいろな基準の枠組みがある。そういった枠の中に整備内容がおさまっているかどうかを検証するのも1つの見方ではないか。 	(4/10)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「人間は、自然が自然を、川が川を創る手助けをする」という理念が反映されていないのでは。意識はしているが、明確には記述していない。モニタリングを行って、その結果をフィードバックしながら河川整備を進めていくという考え方は、「川が川を創る」ということを踏まえた考え方だと思っている。(河川管理者) 	(4/17)	
4.2	保全、回復の考え方 (“自然が自然をつくる、川が川をつくる”考え方について)	<p><自然が自然をつくる、川が川をつくる理念を反映すべき></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人間は、自然が自然を、川が川を創る手助けをする」という理念が反映されていないのでは。意識はしているが、明確には記述していない。モニタリングを行って、その結果をフィードバックしながら河川整備を進めていくという考え方は、「川が川を創る」ということを踏まえた考え方だと思っている。(河川管理者) 	(3/27)	<p>河川環境の保全、回復に向けては、自然が自然をつくる、川が川をつくる考え方のもとを進めることを、整備方針として記すべき</p> <p>以下の視点で、整備のあり方、事業を検討することを整備方針として記すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川が川を創っているモデルとなる地域を見つけ、その場所を守るとともにそこから学ぶ ・多自然型川づくりを検証すべき ・自然環境を評価する指標を検討すべき。そのために環境について現在分かっていることと、分かっていないことを整理すべき
		<p><具体的なイメージ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間から川を見るのではなく、川からの視点によって河川整備を行っていかねばならないのではないかと。説明資料(第1稿)の、砂や水の連続性の回復については、人から見た連続性なのか、それとも、川から見た連続性なのか、曖昧だ。 	(3/27)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・健全な水循環についても明確に記述していただきたい。具体的な河川整備の中に活かすのは非常に難しいかもしれないが、視点としては重要であるのでどこかで入れて欲しい。 	(3/27)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・人間の都合を優先して川に手を加えてきた結果、現在のよ様な川ができあがってしまった。「川が川をつくる」とは、自然本来の姿を見極めながらやっということだと理解している。 	(4/10)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・人と川の係わりのタイムスケールを考えた場合、これまでに川に手を加えてきており、これからも川に手を加えなければ住んでいけない。川が川をつくる、といっても条件付きの議論であることも忘れてはならない。完全に自由になることなど非現実的であり、再生能力を維持する、許容される範囲で変動する、ということではないか。 	(4/10)	

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<p><方向性、技術を検討する視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の物理的な作用として、川が自然に流れて攪乱が起き、そこに生物の育まれる環境ができ、生物多様性が生まれる。やがて、そのような河川に人間が様々な思いを抱くことになるが、まずは、物理的な側面から、いくつかの段階にわけて整理して議論した方がよいのではないか。分けて議論するのは難しい。全ての段階を含めて、1つとも考えられる。物理的な段階に分けて議論するためには、河口域をモデルにして議論すればわかりやすいのではないか。 ・現に今、「川が川をつくっている」モデルがあれば、理想的な場所として、そこを守っていかなければならない。 ・多自然型川づくりの反省が必要。また、自然再生法も箱庭みたいにならないように留意する必要がある。 ・「自然が自然をつくる、川が川をつくる理念」を具体化していくためには、評価するための指標を作っておくべき。そのためにはまず自然環境について、現在分かっていること、分かっていないことを整理しておかなければならない。 	<p>(4/10)</p> <p>(4/10)</p> <p>(4/10)</p> <p>(4/17)</p>	
<p>5.2 河川環境 (全般)</p> <p>保全、回復の進め方 (自然が自然をつくる考え方の具体的反映)</p>	<p><人間が手を加えない地域(立ち入り禁止区域)を設定すべき></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手をつけるところと手をつけないところを分ける。手をつけるところでは、手をつけないところで起こっていることを注視しながら対策を行うことが重要だ。 ・自然環境の回復や修復を行っていく上で、「豊かな生態系を持った川」があれば良い手本になるだろう。そのためには、人間が手を加えない地域(立ち入り禁止区域)を設定することが必要だ。 <p><完全につくらない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、年度内の予算を100%使い切って整備を行うのではなく、50~70%の予算で整備を行い、あとは自然の回復力に任せて、自然のタイムスケジュールで回復を行っていくべき。年度予算という縛りの中では難しいかも知れないが、検討すべきだ。 ・修復、回復を余り意識しすぎると箱庭的なかつての発想に戻ってしまいそう。ダイナミックな自然を常に意識して整備をしていく必要があり、その延長線上に、少しだけ手を入れ、あとは自然に任せるといった考えがある。 	<p>(3/27)</p> <p>(4/17)</p> <p>(3/27)</p> <p>(3/27)</p>	<p>「自然が自然を、川が川をつくる」理念を反映し、以下の整備内容を追加すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理想的な自然が残っている区域は、保全区域(整備しない、人の立ち入り禁止)としての設定・規制を検討する。 (保全区域の対象となる区域の考え方の具体化。理想的な自然が残っている区域とは?流域全体の計画の考え方。「利用」との調整・連携) ・環境回復の整備に関する基本方針を記載すべき。例えば、「工事に当たっては完全に整備しつくさず少しだけ手を入れる」等が考えられる。 (基本方針として他に追加すべき事項があるか) ・ある程度の攪乱を起こす、許容する環境をつくるべき。 (具体的にどのような方策を記載すべきか。河川形状、水位の項目に追記すべき内容は何か) ・可能な地域では、許容できる範囲で川の蛇行を許せる区域を残す方策を記載すべき。 (流域内に存在するか。具体的にどのような方策・地域を記載すべきか)

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	・はじめから、理想的な箱物を完全に作り上げてしまおうとせずに、最後の仕上げの部分は川に任せればよい。	(4/10)	<ul style="list-style-type: none"> ・普通種の保全が貴重種の保全にもつながるという考え方と普通種を保全するための方策を記載すべき。 (普通種の具体的な例は。保全の対策は異なるのか。必要な調査研究は。) ・モニタリングとフィードバックの考え方を記載すべき。また、その期間としては十分に検討できる期間を設定しておくべき。 ・生物の生息に必要な空間的規模の検討を行う。 ・森林の保全策を記載すべき。 (具体的にどのような方策を記載すべきか。河川管理者としてできることは何か)
	・10年後、20年後つぶれてもかまわない。楠葉のワンドでは、ある程度まで工事して、あとはそのまま放ってある。現在、徐々に昔のワンドの雰囲気に戻りつつある。	(4/10)	
	<p><攪乱が起こる環境に></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの放流によって、流況変動を引き起こして、川のダイナミクスを取り戻せないか。いずれにせよ、モニタリングの技術開発と効果の検証(生物群集の多様性が向上しているか/生息域(habitat)の多様性が向上しているか/物理環境の多様性が向上しているか)が必要。 	(4/10)	
	・提言には、「小洪水でも高水敷が冠水するような河道の横断形状にすることが重要である」と記述されているが、冠水による「攪乱」が重要であり、生態系に影響を与える。「冠水による攪乱を受けやすい河道の横断形状」と修正すべき。	(4/17)	
	<p><変動を許容する空間の確保が必要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川に流れる土砂量と水量が変化し、掘削が行われる。ダイナミックに変動する河川を許容する十分な河川空間が必要。また、なだらかな水辺移行帯が必要。 	(4/10)	
	・「川が川をつくる」理念を実現できる可能性があるのは、広大な氾濫源と砂の供給がある木津川くらいではないか。	(4/10)	
	<p><普通種の保全></p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通種を保全することが、貴重種の保全にもつながる。普通種を保全するための改善策が必要だ。 琵琶湖のタナゴが減少し、タナゴが補食している藻類が増加してきている。タナゴの市場価値は低いが、食物連鎖の中で役割を持っている。普通種を守ることが、生態系システム全体を守ることにつながる。 	(4/10)	
	<p><進め方に関する留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川環境を修復していく際には、現在育ちつつある河川の自然環境を「環境保全・回復」の名の下に新たに破壊することがないように考慮して頂きたい。 意識はしている。そのために、モニタリングとフィードバックを事業の実施前だけでなく、実施中、実施後にもやっていかなければならないと考えている。(河川管理者) 	(3/27)	

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<p>・説明資料(第1稿)に「縦断方向においては、生物の遡上や降下が容易にできる河川横断工作物の改築・新設を検討する」とある。これは、わざわざ、ダムや堰を新設する必要があるということなのか。 仮に河川横断工作物を新設する場合には、生物の遡上や降下を考慮するという意味で記述した。(河川管理者) 生物の遡上や降下のためには、河川横断工作物がないことが最も望ましい。現在の記述では、横断工作物の新設を推進していくように読める。修正すべきだろう。</p>	(3/27)	
	<p>・川の原点は山にあるのではないか。2) 「川が川をつくる、という理念を実現する技術開発」として、森林の保全が必要だ。川に悪影響を与えない、むしろ川によい影響を与えるような広域的な森林機能の見直しが必要。</p>	(4/10)	
	<p>・具体的な整備内容シート 環境 - 6 瀬田川の水辺再生整備に関して。スケジュールでは、委員会に意見を聴く期間が半年程度となっている。これでは、モニタリングが実施できない。記載されている事業費には、モニタリングのコストは含まれているのか。 モニタリングのコストは含まれていない。別途必要になる。(河川管理者) モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけでなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある。</p>	(4/10)	
4.2 5.2 河川環境 (全般)	<p>・「さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む」という提言の理念が反映されていないのでは。 十分な記述内容とは言えないが、全体を通して、意識している。例えば、河川レンジャーに限定して書いているが、当然、住民団体やNGO、NPOとともに連携していきたい(河川管理者)</p>	(3/27)	<p>「さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む」という提言の理念を反映すべき。</p> <p><参画のための具体的な方策の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討のフローチャートに参画の手順を明記 ・具体的な整備内容を検討する河川毎の委員会を設置 <p>(具体的にどのような方策を記載すべきか。現在記されている整備内容で不十分な点は何か)</p>
	<p>・自然を“回復”する際には、住民と協働でやっていくという意識を持って欲しい。</p>	(3/27)	

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<p>・具体的な整備内容シート 環境 - 12 野洲川の河川形状の改善整備に関して。フローチャートを見ると、河川管理者が一方的に整備を進めていくように見える。住民参加など提言の理念が反映されていないのではないか。もう少し、詳しく書くべき。 まだ検討すら行っていない段階である。「検討」から「実施」に移す段階で、委員会や住民に意見を聴いて実施していく。(河川管理者)</p>	(4/10)	
	<p>・本流域委員会は規模が大きすぎる。地先の具体的な整備内容に関しては、河川ごとに委員会を作り、そこに任せてはどうか。</p>	(4/10)	
<p>施策・事業の評価</p>	<p>・資料2の1ページに「説明資料(第1稿)には便益/事業費の評価の観点が見落している」との意見があるが、これについて確認したい。この意見は環境の修復や保全の効果を金銭的に算出せよということなのか。もしそうであればいろいろな手法を使い、仮定をすれば算出はできると思うが、それでよいのか。また、仮に算出して、便益÷事業費が1を割っていたからといって、そのような事業を中止してよいのか。その辺りを議論頂きたい。(河川管理者) 効果を出せというのではなく、どれくらい環境が改善されたのかという評価をすべきだと考えている。環境回復の評価を金銭に換算せよということは個人的には考えていない。例えば、コストと横軸に、回復された環境の評価を縦軸にとった場合、直線の右肩上がりでなく、おそらく頭打ちのカーブかロジスティック曲線のグラフになるだろう。そのグラフにおいてかけたコストに対して最適の効果が得られるようなコストをかければよいのではないか。 環境の評価を定量的に示すのは非常に難しく、アメリカ等では、まず代替案を示し、それぞれに案に対して × といった定性的な評価が行われている。広島市の都市交通のような場合、定量的評価を行っており、原単位の重み付けをどう考えるかによって結果が違ってくるといふ大きな問題があるが、数値的に表現できないことはない。 自然環境を考えたときには、便益/事業費の評価を度外視してもやらなくてはならないこともある。</p>	(4/17)	<p>これまで行ってきた事業や計画している事業についてその効果を評価し、今後の計画や事業実施に活かしていく方向性、方策を記載すべき。</p> <p>< 評価の視点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どれくらい環境が改善されたのかという評価をすべき。代替案比較による定性的な評価でもかまわない。 ・ 便益/事業費の評価を度外視 しても行うべき自然環境の保全、回復のための事業もある。 (具体的な事業のイメージは)

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
4.2.1 河川形状	水陸移行帯	<p>具体的な整備シートのイメージ図を見ると水陸移行帯という名の公園整備をしようとしているように見える。水陸移行帯は植生をゾーニングしたり園路を作ったりと固定的な規定があるものではない。</p> <p>イメージ図は植物を人工的に植えるのではなく、高水敷の切り下げによって環境が変化し、結果的にこういった植生になるのではないかという図である。また、単に自然のままに放置しておくだけでなく、場所によっては園路を整備し、人間が近づけるようにする整備もありうると考えている。(河川管理者)</p>	第3回 (4/10)* 利用班	<p>水陸移行帯整備についての方針を明示、修正すべき。</p> <p>・水陸移行帯整備のイメージを充実、修正すべき。植生のゾーニングや園路の整備など固定的な規定があるものではない。公園化するべきではない (水陸移行帯整備の具体的なイメージは)</p> <p>・水陸移行帯整備と利用との関係性(制限を行うかなど)を示すべき。</p>
		<p>・水陸移行帯化にともない、冠水頻度の変化はあるのか？ 説明シート環境10、11等に説明がある。水位変化は考慮している(河川管理者)</p>	第3回 (4/10) *利用班	
		<p>・水陸移行帯の整備計画、ゾーニング等に関して河川管理者の意見を伺いたい。 河川形状の横断的な連続性修復することは水陸移行帯の整備につながり、その点では提言と一致していると考えている。水陸移行帯に関して線引きすることは分断の発想であり、それは提言の趣旨に一致しないと考えている。(河川管理者)</p>	第3回 (4/10) *利用班	
		<p>・資料2の5ページに「今のところ水陸移行帯という区分を新しく設定する予定はない」と河川管理者が答えたように記述されているが、誤解があるといけなないので補足説明をしたい。提言には「新たに水陸移行帯という区分を設け、利用を厳しく制限し、保全と再生を行う」と記述されている。これに対して河川管理者としては、河川の連続性を修復するという考え方から見て、川の中に線引きをして区分することには疑問があったので、説明資料(第1稿)には水陸移行帯という区分の設定については記述しなかった。もちろん、水陸移行帯を大切にしなければならないという考え方については同意しており、提言と一致していると考えている。(河川管理者)</p> <p>水陸移行帯、いわゆるエコトーンは生物の多様性が集中する場所であり、ある時は水域になり、ある時は陸域になるなど、入れ替わりがある区域なので、ゾーンとして設計するのは難しい。河川管理者の理解と大きくはちがっていない。</p>	(4/17)	

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	移動経路の確保	・不要になった農業用水用の堰を取り壊すことは検討されないのか。 農業用水は環境用水としての性質もあり、農地がなくなったからといって即必要なくなるとは限らない。(河川管理者)	第3回 (4/10) *利用班	農業用水の堰についても、農水省と連携して検討すべき (河川管理者としてできることは何か。目指すべき目標とは)
		・堰の管理は農水省と国交省に権限がまたがっており、責任者が不明瞭で対応が難しい。他省庁との連携を検討して欲しい。	第3回 (4/10) *利用班	
4.2 5.2 河川環境 (全般)	用語の共通理解が必要	・提言では「河川環境の保全・回復」となっているが説明資料(第1稿)では、「河川環境の修復」と記述されている。今ある環境を大事にするということも考えると“保全・回復”の方が良いのでは	(3/27)	説明資料(第1稿)で使われている用語について委員と河川管理者との共通理解が必要。例えば、「河川環境の修復」(提言では保全・回復)や「ビオトープ」、「水辺移行帯」(提言では水陸移行帯)等が挙げられる。
		・人間は「川が川を創る」のを手助けするだけなので、「河川環境の保全・回復」ではないか。「修復」では主体が人間になってしまう。	(3/27)	
		・提言では「水陸移行帯」という言葉が使われているが、説明資料(第1稿)では「水辺移行帯」で統一されている。どのような意図があるのか、河川管理者にお聞きしたい。提言にある「水陸移行帯」と同じ意味で記述しており、分けて認識しているわけではない。用語の選択については、ご意見を伺いながら検討していきたい。(河川管理者) 僅かな増水で川幅が広がっていく、なだらかな浅い部分が水陸移行帯だと考えている。どちらの言葉を使うにせよ、図などを用いてきっちりと定義しておくべき。	(4/17)	
5.2 河川環境 (全般)	具体化に向けてのプロセス	・次回の部会では、整備計画後にモニタリングなどを行う委員会は住民や地域が主役となる継続的な委員会であればならない。この委員会を実現化していくプロセスについて説明頂きたい。	(4/17)	
		・多様な考え方、知識、技術を生かした住民参加を推進する手段として、住民が環境や生き物に対する意識を高めることができるような、河川条例が必要だ。	(4/17)	
	重視、追加すべき視点について	・提言が対象としている直轄河川以外についても何らかの言及が必要。直轄外の河川が持っている影響力をどのように考慮していくのか検討する必要がある。	(3/27)	(自然環境面から直轄外の河川をどう考えるか)

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
治水	自然環境との関係	・現在の治水を重視した河床高を基準として、砂や水の連続性の回復といった自然環境の修復を考えていくのか。 例えば、現在の河川の横断形状では堅固な構造のものもあるため、手を加える必要があるが、その場合でも、全部人が行うのではなく、少し手を加えて、後は自然の成り行きに任せたいと考えている。(河川管理者)	(3/27)	河川形状の考え方について治水と自然環境との関係をどのように考えるのか明示すべき
ダムのあり方		・ダムを計画する際に必要なこととして提言に記されている「自然環境への影響・改善策」について、明確にする必要がある。	(3/27)	ダムについて、「自然環境への影響・改善策」を明確に記載すべき。
		・説明資料(第1稿)の4.6.3「各ダムの整備方針」の丹生ダムの項目の中にある「琵琶湖の急速な水位低下を軽減するための容量確保を検討する」の意味が分からない。琵琶湖の水位低下については洗堰操作規則の見直しを提言しており、ダムに頼れとは提言していない。また、万が一頼るにしても、ダム湖の水質の悪化の影響が考慮されていない。再考が必要。	(4/17)	

【水質】

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
4.2 河川環境 4.2.4 水質 5.2.4 水質	水質管理のあり方、方向性	<水質監視・管理の方向性> ・河川管理者が、水質の管理や監視を定常的にできるかどうか。これが河川整備計画に盛り込めるかどうかポイントになるだろう。	第2回 (3/27)	河川管理者としての長期的・理想的な水質管理目標(ゴール)を具体的に記すべき。 ・河川管理者が独自の目標を設定し、リードして水質管理を進める、積極的(ポジティブ)な水質管理の視点、方向性 ・淀川水系流域全体で、統合的に水質をマネジメント・管理する視点(洪水時、濁水時の統合管理と同様の平水時の統合管理) ・住民を巻き込んだ管理の方向性を記すべき <住民との連携イメージ> ・身近な水辺の、時々刻々の変化を知りたい住民の持つ問題意識(情報)を聞き出し、行政上の仕事に日々利用するようなシステムを作成。 ・モニタリング、危機管理における連携 ・環境教育や河川へのアクセス向上等によって住民が河川へ親しむ機会を増やし、オーナーシップ意識を醸成することによって水質改善を図る (4 . 2 . 4 の記述をどのように強化・充実すべきか / 5 . 2 . 4 に盛り込む施策の具体的内容は)
		・水質管理の目標をどこにおくかが問題である。考えなくてはいけない水質のイメージについてどこかで触れておく必要がある。	第2回 (3/27)	
		・河川管理者として 独自に水質管理基準を設けてはどうか	第2回 (3/27)	
		・微量有害化学物質や病原性微生物の問題を流域全体でどう考えるか。監視のあり方も含め河川管理者として新たな枠組みで考えていく必要がある。	第2回 (3/27)	
		・水質については川の中だけでは解決しない問題が多いが、河川管理者にできることもある。例えば、ダム建設や川から瀬や淵を無くして直線化したことは水質を悪化させた。このような部分に対してできることがあるのではないか。 水質との因果関係については記していないが、瀬や淵の復元については、河川形状の項目に施策として記している。(河川管理者)	第2回 (3/27)	
		・洪水時、濁水時にはダム統合管理所で水量を管理しているが、水質の管理にあたる平水時の管理はどこもされていない。平水時についても水系全体を見渡せる統合管理を考える必要がある。 平水時について、自然流況に近づける水位管理を「検討する」と記しているが、それが水質につながるという発想は抜けているかもしれない。(河川管理者)	第2回 (3/27)	
		・これからは施設整備よりも管理の時代であり、既存の施設をいかに有効に機能させるか、である。今後、河川局の仕事の一部として管理面がどの程度のウェイトを持つのか、また河川整備計画の中に入り得るのか。 そのような認識は持っており、管理のウェイトは高くなる傾向にある。(河川管理者)	第2回 (3/27)	
・都市用水や環境用水のように量を流すことで質が良くなることもある。そういった観点に立てば、河川管理者が管理できる部分はかなりあるのではないか。	第3回 (4/10)			

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<p>・河川管理者は上水道の水源の供給者としての責任を念頭において水質問題に取り組むべきである。</p> <p>・現在の行政の環境基準をもとにした調査データを見て、市民の実感として「本当かな」と思うことがある。計測の頻度、地点、調査項目など方法に問題があるのでは。新規の汚染物質に対してこれまでの水質管理は全て後追いだっただが、これからはポジティブな視点でモニタリング、規制、指導等の水質マネジメントを実現してほしい。「ポジティブな水質管理」の具体的なところがわからない。おおもとの物理的環境(河川形状等)に対してポジティブに取り組むことで生態的環境が改善し、それによって水質も変化していくという働きかけはあると思うが、水質の監視をポジティブに、という意味がわからない。(河川管理者)</p> <p>得られたデータをどこでどのように評価して使うかにかかわってくる。例えば、水質事故等を監視し、警報や予報などの情報を発信する等が考えられる。委員側では監視(モニタリング)をもっと広く捉えている。</p> <p>・今までの水質管理は縦割りではあっても必要に応じて最低限必要な部分は連携しあい、統合的水質管理がある程度機能してきた。しかし、環境ホルモン等の問題や、住民の水質に対する意識の高まりや連携は従来の管理のレベルを超えてきている。制度的、仕組み的により積極的な水質管理を位置づけることが今後の課題である。</p> <p>・下水道の高度処理が川をきれいにするための大きな課題であり、合流式下水道の分流化、高度化等も視野に入れておくべきである。</p> <p>下水道の高度処理は堤内地の問題ともからんでくる。道路からの汚濁排水など、環境の時代に汚濁浄化のコストを誰が負担するのかといったことが問題となるのではないか。河川管理者は河川外の水質汚濁に対しても他の主体に文句が言えるよう、データと知見を持つておくことが必要である。</p>	<p>第3回 (4/10)</p> <p>第3回 (4/10)</p> <p>第3回 (4/10)</p> <p>第3回 (4/10)</p>	

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<p>・河川へのアクセスを良くして、住民が川に親しむ機会が増えれば河川への関心が高まり、地域や住民自らが主役となって水質を含めた河川環境を守っていこうというオーナーシップの醸成が期待できる。そのような方向づけや仕組みづくりあるいは後押しするような取り組みを新しい制度の中で考えてもらいたい。水質だけを切り取って議論しても展望は開けない。また、流域委員会でも実現にむけた方向付けや課題等を示す必要がある。河川管理者だけでは難しい問題である。</p> <p>水辺にふれあうためのアクセスの整備等は、河川管理者としてすぐに実施できる内容である。人々が集まり、川への関心が高まることで、水質への改善につながる可能性はあると思う。(河川管理者)</p>	第3回 (4/10)	
	<p>・河川には様々な化学物質が流れ込んできており、人間だけではなく、様々な生物への影響が出ている。これまでは人間の生命や健康への影響だけを考慮してきたが、今後は河川に生きている生き物の健康も考えた流域全体での水質マネジメントが必要だ。</p>	第3回 (4/10)	
	<p><住民参加および連携></p> <p>・循環利用の今、上・下流同じ負担が必要となる高度処理の時代となっていく。他の主体に河川サイドから「こうして欲しい」と言うためにも河川独自の水質基準は必要である。みんなが欲しい情報を提供し、市民をまきこんでいけばバックアップとなる援助がたくさん出てくるはずである。</p>	第4回 (4/17)	
	<p>・住民が河川のことに関心を持ってもらうための環境教育が重要だ。水を汚さないためにそれぞれが家庭でできることに取り組んでもらい、地域の川への関心を持ってもらうことが、やがて住民自らが監視・モニタリングに関与していくことに繋がる。</p>	第3回 (4/10) *再掲	
	<p>・河川管理者の法的な権力によってさまざまな基準を守らせていくのには限界がある。法律の基準にはない「飲める水」や「魚が棲める水」といった生物指標を達成していくためには、住民活力の利用や企業との契約等の手法による工夫が必要だ。また、河川管理者だけでは達成できない目標は、各官庁や企業で共同体(コンソーシアム)をつくり、流域全体を統合的にマネジメントしていく必要がある。</p>	第4回 (4/17)	

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<p>・説明資料(第1稿)の4章河川整備の方針には地域住民と連携した流入総負荷量管理のための組織の設立、水質モニタリングの支援体制の確立等書かれているが、5章の具体的な整備内容には明確には書かれていないところがある。方針として記載されている内容について今後どのように取り込まれるのか。河川管理者の発言に内容との落差を感じている。</p> <p>5章では整備計画上の構成という意味で記載している。方向性は定まっているが、実現のための具体的なツールを河川管理者として十分持っていないのが現状であり、設立の検討からやっっていくという記述にとどまらざるを得ない。(河川管理者)</p>	第4回 (4/17)	
	<p>・身近に流れる川の水質管理はどこもやっていないのが現状。川のそばに暮らす住民が異変に最も敏感である。物理化学分析、生物調査とあわせて住民の協力、参加を求めながら、官民連携して総合的に管理することが望まれる。</p>	第3回 (4/10)	
	<p>・今後、水質のモニタリングや予測という観点に立てば、因果関係の追求のためにデータが求められるようになる。住民参加の観点からも、公定法で計測したデータでなくとも一定以上の精度があれば情報提供していく方向が出てきてもいいのではないか。</p>	第3回 (4/10) *再掲	
	<p><水質管理の現状></p> <p>・従来実施してきた浄化対策の事業評価について、実施はしてきたが模索の段階であり、個人的には、水質に関するB/Cの算出方法は定まっていないと認識している。(河川管理者)</p>	第3回 (4/10) *再掲	
	<p>・河川法に則り悪水排除の事業所を立ち入り検査した実績については、流出元が河川区域以外の場合は調査に限界がある。河川管理者が事業所に立ち入り調査をすることはしていない。各府県の担当部局に原因調査の協力依頼をするが、十分な調査結果が公表されていないのが実情である。(河川管理者)</p>	第3回 (4/10)	

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
5.2.4 水質 (2)琵琶湖 の水質保 全対策 (4)河川の 水質保全 対策	水質管理 基準につ いて	<環境の時代の水質目標を設定すべき> ・公害時代の水質基準から脱却せねばならない。BOD、CODなどの指標重視には疑問がある。自動測定装置についても、公害対策を念頭においたものとなっている。それでは環境管理はできない。	第3回 (4/10)	河川管理者独自の水質基準策定について方向性、方策を記すべき (河川管理者が独自の水質基準を策定すべきか、できるか) <方針について> ・人間の生命、健康だけでなく川に生きる生物・生態系の健全性も考慮した管理の視点、方向性 ・河川環境を管理するための水質基準を河川管理者がリードして設定する方向性を記述すべき。ガイドライン的なものを出発点とする考え方もある。 (方向性としての記述する場合にはどのような書き方が望ましいか。設定を検討する水質基準やガイドラインのイメージは。設定した基準による統合的な水質管理のイメージは。独自に基準を設定するにはどのような調査検討が必要か。) ・上水を供給する立場から見た水質基準を独自に設定する方向性を記述すべき (どのような基準が具体的に考えられるか) ・水質目標の設定に向けた知見の集積 <目標、基準の例、考え方> ・「その川の魚が食べられる」水質 ・川や地域によって基準はかわってもよい ・住民から見て、わかりやすい指標であるべき
		・将来的に影響を及ぼす可能性のあるものについても考えておく必要がある。	第2回 (3/27)	
		・河川管理者として淀川水系を総合的に管理するための水質基準をつくった方がよい。数値以外のものも考えることが必要だ。	第3回 (4/10)	
		・環境の時代を迎え、従来の環境基準よりも調査項目、計測箇所、頻度を増やしていくことはあり得る。しかし、独自の水質目標・基準を設定する知見を持ち合わせていない。リアルタイムでの情報提供は、計測結果の情報公開等始めているところはある。(河川管理者)	第2回 (3/27)	
		・河川法では水利権の付与に当たって水質に関する基準は設定されていないのか。上、下流では取水した水の質が異なる。下流では、浄水処理の項目にある物質は減少しているが、項目外の物質で増加しているものもあり、分かっていない物質が問題である。下流から「上流と同じ質の水が欲しい」と言われたらどうするのか。湯水時にクレームがあった事例はあるが、これまでに平常では余り聞いたことがない。(河川管理者) 今後、そのような事態が起こる可能性はある。	第3回 (4/10)	
		・循環利用の今、上・下流同じ負担が必要となる高度処理の時代となっていく。他の主体に河川サイドから「こうして欲しい」と言うためにも河川独自の水質基準は必要である。みんなが欲しい情報を提供し、市民をまきこんでいけばバックアップとなる援助がたくさん出てくるはずである。	第3回 (4/10)	
		・水道の分野では、従来は目標値であった水の色や臭いといった感覚的な項目が水質基準値化されつつある。また、伏流水や地下水を水道水として利用する際にもより厳しい管理が必要となる法律化が進められている。河川や湖沼の水質が保たれなければ、利用者にとって大きなリスクになりかねない。やはり、公共水域においてこれまでの環境基準とは違った水質基準目標が必要になってくるのではないか。	第3回 (4/10)	

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<p><水質目標の具体的なイメージ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その川の魚が食べられる」水質に戻すということが一つの目標だと思う。非常に難しい問題だが、そこに向かって進めていくことが水質の一つの目標ではないか。 ・すべてを一律の基準にする必要はなく、川や地域によって基準が変わってもよい。 ・行政的に達成せねばならない環境基準ではなく、住民の目視による情報を含めたわかりやすい指標を河川サイドの水質目標として提示できないか。 個人的な意見だが一定の水質悪化の範囲であれば自然浄化機能で回復できるのではないか。回復できる範囲を超えた場合には何らかの支援が必要となり、それが目標といえる。また、自然の浄化機能が働くよう、自然再生の手助けをすることも目標だと考えている。前回調査との比較による改善状況のチェックは最低限行っている。(河川管理者) ・せめてガイドライン的なものからでも始められないか。事例はある。 河川管理者「独自」の水質基準という点に疑問がある。我々が提案した指標が良ければ皆の水質目標となり、ひいては環境基準となるのではないか。「独自」のものを持たなくてよいのではと考える。また、今は独自で基準を設定できる知見がない面もある。(河川管理者) 環境基準以外のことは認めない、という意味であり、基本的にこれまでの月1回の計測で良いということか。数値自体が月1回の環境基準データであって、河川での観測頻度を落とすということではない。(河川管理者) 「独自」とは河川管理者が管轄外のことに対しても、リーダーシップを発揮してほしいということである。水質基準の設定や提案を外に向かって発信していく姿勢が必要である。 河川だけでやるには限界がある。しかし、説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではないか。データを持ち寄り報告するだけではない、協議会の内容、性格が重要である。 	<p>第4回 (4/17)</p> <p>第2回 (3/27)</p> <p>第2回 (3/27)</p> <p>第3回 (4/10)</p>	

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
		基本的にデータの共有化からと考えている。協議会の中にとどまらず、情報を公開し、住民もふくめた多様な意味での専門家との情報共有を重視している。(河川管理者)		
5.2.4 水質 (1)協議会	統合的管理と他との連携、琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)	<統合的管理の具体的なイメージ> ・全流域を管理するとなると、きめ細かい基準が必要だと思うが、今の管理体制はそれに対応していない。従来の毎月1回定点で測ったものを1年間平均で見るという方法では今後の管理はあり得ない。	第3回 (4/10)	統合的管理の方向性、内容を示し、その中で協議会を位置づけるべき <統合的管理の方向性、内容> ・洪水や濁水時の管理と同様に、平水時の水質について計測したデータを統合化する仕組みが必要。日々の単位でデータを計測、収集、管理するシステムとすべき。
		・洪水、濁水時については、流域での統合的水量管理が行われているが、水質に関しては計測されてはいるがデータが統合化されていない。今ある河川情報を日々、短い単位で収集、管理するシステムが不可欠である。琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)でそのような管理が可能かどうか懸念している。	第2回 (3/27)	・データの収集を危機管理、指標の評価・分析、改善に向けた対応、予測、情報共有につなげる仕組みが重要。 <協議会の位置づけについて> ・統合的管理における国、自治体、住民の役割を明確にするとともに、説明資料(第1稿)で提案されている水質管理協議会(仮称)の位置づけや内容を明確にする必要がある。
		・琵琶湖では、河川、農業、都市化等の問題が複合的に湖の水質に影響を与えている。これら複合的に起こる水質問題に、管轄を超え総合的に対応していくための新しい情報システムの構築、事業のあり方等に踏み込んでいく必要がある。 物質循環の前段階として水循環系が十分わかっていない。水循環系については省庁間での協力の動きも出てきているので、そこを把握することが物質循環の把握につながると考えている。(河川管理者)	第3回 (4/10)	(統合的管理の具体的な内容は、主体とそれぞれの役割、連携の方向性) 協議会の内容、性格をもっと詳しく記述すべき。 ・目標・内容・機能を明確に示すべき。 ・組織、活動範囲などについて具体的に記述すべき。旧来から存在する淀川水質汚濁防止連絡協議会のイメージが強く、年間の水質情報交換会か、緊急時に上水道関連機関が実働して対応するためのものととられる。
		・身近な河川は自治体が管理している。国はそれを繋ぎ、主導する立場となるべき。	第3回 (4/10) *再掲	<内容について> ・分析・解析・モデル予測・警報などを出すため、教育・解析・公表機関として位置づけ。(部会長まとめより)
		<琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)について> ・提案されている琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)について、これまでの協議会を考えると、データを共有するが評価はしない組織になりやすいと気にしている。説明資料(第1稿)で記している水質管理協議会については3つの柱がある。1つが、水質事故対策(短期)、2つ目はモニタリングや水質汚濁のメカニズム解明(中長期)、3つ目は住民参加である。(河川管理者) これまでの組織と性格が異なるのであれば、その内容をもう少し詳しく記してもらいたい。	第3回 (4/10)	・住民からの情報提供、住民との情報共有など住民を巻き込んだ協議会。 ・既存の活動機関との関係、役割分担の方向性を記述すべき。特に琵琶湖・淀川水質保全機構との関連を明確に。 ・水質管理は現場、現地から始まる事を考えると、水質を自分で実測し、もっと実感する体制を整えるべき。 ・河川管理者だけでは達成できない目標は、企業との契約、各省庁・企業東都の共同体(コンソーシアム)の形成によるマネジメント <河川管理者との係わりについて> ・河川管理者が持っている光ファイバーシステム・流水保全水路など

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<p>整備計画については、計画策定後も進捗をチェックする組織を置き監視頂く構造にしているのので、この協議会についても、内容をチェック頂ければと思う。</p>		<p>どう活用するのかなども記すべき。</p>
	<p>・水質管理において、新しい仕組みを一から作り上げるには限界がある。すでにある琵琶湖淀川水系水質管理機構などをうまく取り込んで仕組みを作ることが重要である。</p>	<p>第 2 回 (3/27)</p>	<p>・河川管理者として、関連情報の収集(物理環境変化、水量変化、生態系の変化など)集積、常時事業を遂行する場として、財政的に、人的に援助する方向性を記すべき。</p>
	<p>・河川だけでやるには限界がある。しかし、説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではないかと考えている。データを持ち寄り報告するだけではない、協議会の内容、性格が重要である。基本的にデータの共有化からと考えている。協議会の中にとどまらず、情報を公開し、住民もふくめた多様な意味での専門家との情報共有を重視している。(河川管理者)</p>	<p>第 2 回 (3/27)</p>	<p>(既存組織や住民を取り込んだ望ましい全体像、仕組みはどのようなものか。上記の他にはないか。そのなかでの協議会の位置づけ、内容はどうかあるべきか。)</p>
	<p>・水質管理協議会は既存の活動機関との関係について役割分担等が発生するのではないかと判断しにくい。</p>	<p>第 3 回 (4/10) *再掲</p>	
	<p>説明資料(第1稿)には、「琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)を立ち上げて流域内の監視体制や総負荷量管理の実施方策、住民参加を促すための方策等の課題に取り組んでいく」とあり、水質に関する対応をすべてこの組織に投げている印象がある。河川管理者には水質問題に本気で取り組む姿勢が見られない。この協議会をどのようにして具体化していくのか。また、水質汚濁防止連絡協議会や琵琶湖・淀川水質保全機構等の既存の組織との関係を整理する必要もあるだろう。これらの組織の実態も含めて、今後、説明頂きたい。</p> <p>現時点では、関係省庁と話を詰めて、水質管理協議会の枠をきちっと決め、スタートするという状況にはない。</p> <p>今後、水質管理協議会について河川管理者がどのように考えているのか、また、従来の組織がどのようなことをしているのか等を説明していく中で、ご指摘いただければと思っている。(河川管理者)</p> <p>現段階では、具体的なところまで決定できていない。説明資料(第2稿)では、できるだけ協議会の内容がわかるような資料を出したい。(河川管理者)</p>	<p>第 3 回 (4/10)</p>	

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項	
5.2.4 水質 (2)琵琶湖 の水質保 全対策 (4)河川の 水質保全 対策	モニタリ ングの展 開、充実方 向	<モニタリングだけに終わらない仕組みを> ・水質のモニタリングと管理を充実させるシステムづくり が必要。	第4回 (4/17)	統合的な管理のなかでの位置づけを踏まえたモニタリングとすべき ・モニタリングを、危機管理、指標の評価・分析、改善に向けた対応、 予測、情報共有等につなげて統合的な仕組みのなかで位置づけるべ き。 (モニタリングの発展内容の具体的なイメージは)	
		・河川環境の項目では、モニタリングを重視しているが、 そこから踏み込んだつながりについては分かっていない ところがある。ご教示願いたい。(河川管理者) 流域に整備されている光ファイバー網等を利用するな ど、現在ある機能を活用し、データを集積管理するだけ で時間方向の変化が見えてくる。月に1回調査する環境 基準的なモニタリングから発想を変え、日々管理、監視 することが大切である。同時に常時精度の高いデータを 計測できる観測機器の設置を目指すことも必要である。 自動監視によるデータを1時間毎にHP等で公開するな どの取り組みはやり始めている。しかし、データの精度、 項目の追加など技術的な部分で解決していくべき問題が あり、当面公開できるデータは物理化学的なデータにと どまらざるを得ない。(河川管理者) 計測機器の精度は日進月歩で進歩しており、また安価にな ってきている。それらの計測機器を多量に設置することで 点から面的な情報収集が可能となりつつある。それらの面 的情報を発信することで各コミュニティが独自の情報 を相対的、立体的にとらえることができ、行政的な政策と 離れたところで社会と河川環境との関連性を広く長期的 に捉えられる仕組みとなる可能性がある。また、多数の計 測機器間の整合をとっていく必要が生まれ、その仕組みの 中で技術的な問題解決も可能になるのではないか。	第2回 (3/27)		
		<水質を考える視点> ・人の生命、健康といった視点から、環境・生態系保全へ の視点へ転換する	第3回 (4/10)		幅広い視点で水質を捉えた調査項目の設定を検討すべき ・水質には底質も含める。 (第1稿の内容の「底質モニタリングを実施し、有害化学物質対策 や底質改善対策を検討」では不十分か) ・従来の、フィジカル、ケミカルな指標に生態系の状況を表す指標も加 えて水質を考える。 ・発ガン性物質など、現在安全性に疑問を持たれている項目についても 調査項目に含めるべき ・琵琶湖と河川とを分けて調査項目を検討。 (どのような指標をどのように計測すれば良いか。既に計測してい る指標との関係をどのように考えるべきか)
		・琵琶湖と河川を分けて考えるべき。動いている水と止ま っている水を分けて考えて水質も考えるべき。	第2回 (3/27)		
		・大阪湾に与える影響も踏まえて琵琶湖・淀川水系を考え るという視点が必要。	第2回 (3/27)		
・底質も含めて水質を考える必要がある。河川の停滞水域 では、底質が水質に大きく影響している。琵琶湖では、 表面の水質が改善傾向にある反面、底質環境が非常に悪 化している問題がある。	第2回 (3/27)				

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・広い意味での水質を考える必要がある。従来の、フィジカル、ケミカルな指標で測る水質だけでなく、生態系との関係も含めて水質を考える必要がある。 	第2回 (3/27)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・水質を物理的、化学的に測れるものだけと捉えず、例えば、プランクトンのような水生生物については量だけでなく種のモニタリングも今後重要になってくる。水質というものを底質も含め、大きく捉え、常に対応できる基本的な姿勢が必要である。但し、種を網羅して記載するだけの発想では水質を総合的に捉えることはできない。水生生物調査等を増やしてきてはいるが、物理化学的な調査と比べ生物化学的な調査頻度は少ない。調査の歴史も浅いため種の変化について判断し得るだけのデータが蓄積されていないのが実情である。(河川管理者) 	第2回 (3/27)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・水質管理は物理・生物・化学の多面で考えていくべきである。 	第3回 (4/10)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・水質と生態系でのデータの把握をどこで区切るかという問題がある。整理、区分しながら、相互に連携していく必要がある。 	第3回 (4/10)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の水質の調査項目は非常に限定的。発ガン性物質である多環芳香族はほとんど調査されておらず、水上バイクや漁船等は排ガスの規制もない。より多岐にわたって水質を調査していくべきだ。 	第3回 (4/10)	
	<ul style="list-style-type: none"> <従来の調査方法の改善が必要> ・この数十年で非常に進んだ開発や農業の変化など、流域での急激な社会変化が水質調査の地点に反映されていない。 	第4回 (4/17)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水質を管理・監視するには、日・時間・分単位での危機管理も念頭に置いた管理が必要ではないか。既に淀川の両側に入っている光ファイバーの有効活用などが考えられるのでは。 ・水質調査は地点のみではなく、24時間リアルタイムで監視するなど時間軸においても強化が必要である。その際には府県まで連携して流域全体で進めてほしい。24時間管理については、水質の自動観測装置が既にあるのでこれを増やしていくという方向性はある。しかし、水位ですら調査ポイントがまだ少ない実態があり、目指すべき方向とは考えるがすぐに全て実現することは難しい。(河川管理者) 	第2回 (3/27)	

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<p>・モニタリングで欠けているのはソフトな部分、データを総合的に把握出来る人材である。河川管理者の中にそのような人材を育成すべきである。同時に分かりやすい形での情報公開を進め、外部の人材も巻き込むシステムづくりが望まれる。ハードの整備だけでは限界がある。そのような広い分野にわたる人材育成を国土交通省内で行うのは時間的にも難しい。その代わりとして、情報が外部の目にふれることが重要と考える。光ファイバー網の構築など面的な管理が可能となりつつある段階であり、河川管理者と外部との双方向での情報の共有化が重要になってくると思う。水質管理協議会もそのための1つのツールと考えている。(河川管理者)</p> <p>物理、化学、生態すべてを見ることのできる人材の育成は難しいのでみんなで見ていく方向、情報の公開、共有が重要と考えている。(河川管理者)</p> <p>感性として自然を総合的に見ることのできる人の育成は可能だと思う。デスクワークだけでなく、フィールドワークによって自然を理解し、管理できる人が必要である。昔は現場主義だった。現場を見て歩くことの大切さは認識している。(河川管理者)</p>	第2回 (3/27)	
	<p><住民との連携が重要></p> <p>・住民の自発的な水質モニタリングは面源対策にとって重要である。今提案されている河川レンジャーも水質管理に大いに活用すべき。</p>	第3回 (4/10)	<p>モニタリングの主体について。住民との連携を積極的に図るべき</p> <p><連携の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の自発的なモニタリングを面源対策の1つとして位置づける ・河川レンジャーの活用 ・川のそばに暮らす住民が異変に敏感であり、住民の夢を重視することが早めの対策につながる
	<p>・ある物質に対する閾値は生物によって大きく異なるため、基準値は意味がなくなる。そういう意味で、川と密接に関わっている人々の意見を無視しないことが重要であり、早めの対策が可能となる。住民の声を重視した管理をお願いしたい。</p>	第2回 (3/27)	
	<p>・身近に流れる川の水質管理はどこもやっていないのが現状。川のそばに暮らす住民が異変に最も敏感である。物理化学分析、生物調査とあわせて住民の協力、参加を求めながら、官民連携して総合的に管理することが望まれる。</p>	第2回 (3/27) 再掲	

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・今後、水質のモニタリングや予測という観点に立てば、因果関係の追求のためにデータが求められるようになる。住民参加の観点からも、公定法で計測したデータでなくとも一定以上の精度があれば情報提供していく方向が出てきてもいいのではないか。 ・水質のモニタリングは、機械に頼るだけでなく、人間の目や舌といった感覚・直観を取り入れることも重要だ。 ・人間の判断力は、ある意味ではすごく正しいが、その反面、油臭い魚を食べ続けると、それが当たり前ようになってしまうということを一方で考えなければならない。 	第3回 (4/10)	
			第3回 (4/10)	
			第4回 (4/17)	
5.2.4 水質 (2)(3)(4)	既存事業 の評価			既存事業の評価を踏まえた事業実施、調査・検討とすべき。 (評価の視点、手法についてはどうか)

【利用】

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
利用と 河川環 境、治水 との関 係	河川環 境との 関係	・利用面からの観点だけでは不十分で本来の河川のあり方を考えた利用のあり方を検討すべきである。	第3回 (4/10)	河川環境のあり方のもとに利用のあり方が示されるべき ・川本来のあり方が示された上で、利用についての位置づけを示すべき (具体的にどのような観点があるか、川本来のあり方は定義できるか) ・河川環境保全のために高水敷きの切り下げを行った場合、その場所の利用は必然的に抑制されるなど、河川形状によって利用形態は自然に変化する。河川形状は治水、自然環境面から決まるため、それらの方向性と利用との関係について整理して示すべき 水陸移行帯について、河川環境の再生の方針に基づいた利用の方向性を記載すべき。 ・利用を規制する方向性を記載できないか (規制の妥当性、手法) 自然環境班の議論も合わせて検討
		・高水敷が冠水しないから堤外民地・不法占拠の問題がある。自然のままの川ならば本来起こりえない問題ではないか。	第3回 (4/10)	
	治水、河川形状との関係	・河川環境再生のために高水敷を切り下げると現在の利用形態は自然と変わる。治水上問題なく高水敷の切り下げが可能な場所の案、切り下げの考え方を河川管理者は提示すべき。	第3回 (4/10)	
	・水陸移行帯の整備計画、ゾーニング等に関して河川管理者の意見を伺いたい。 河川形状の横断的な連続性修復することは水陸移行帯の整備につながり、その点では提言と一致していると考えている。水陸移行帯に関して線引きすることは分断の発想であり、それは提言の趣旨に一致しないと考えている。(河川管理者)	第3回 (4/10)* 再掲		
		・水陸移行帯を作ると現在のグラウンド利用ができなくなる。合意形成が必要である。 現在の計画では、グラウンドとして利用されている場所に水陸移行帯を整備する予定はなく、基本的に河川管理者が土砂置き場としている場所や、荒地になっている場所を中心に整備する予定である。現在グラウンドとして利用されている場所については、利用者とのコンセンサスが取れた場所から高水敷の切り下げを行いたい。(河川管理者)	第3回 (4/10)	
4.5 5.5 利用	記述、項目の追加	<堤外地利用について> ・河川区域の中だけでなく周辺の利用も含めてここで議論するのかを明確にすべき。周辺の土地利用と非常に関係が深いため、河川区域だけで議論しても話は完結しない面があるが、どこまで議論すべきなのか。たとえば河川法では堤内地についても保全区域の指定ができるので、区域を指定して一定の利用制限をする等も考えられるが、保全区域に関しては説明資料(第1稿)には入っていない。 ・関係省庁との協定や住民参加によって、少なくとも堤防から50~100mの範囲での堤内地(河川の外)の利用規制を検討するべきではないか。	第2回 (3/27) 第4回 (4/17)	利用は河川区域外の土地利用と関連が深いため、堤内地も含めた検討をすべきである。河川法による堤内地の保全区域指定など、一定の利用制限等も検討すべき (保全区域の対象となる区域の考え方の具体化。流域全体の考え方。実現可能性。) 漁業、砂利採取、諸権利(水利権、漁業権、占用権等)について記載すべき

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<p>< 漁業、砂利採取、諸権利について ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提言に記されている水陸移行帯や漁業、砂利、諸権利の話が説明資料(第1稿)にないが、これらの件に対して河川管理者はどのように考えているのか。漁業に関しては1項目設けるかどうかの議論が現在進行中である。砂利などについては記載するのは難しいと思うが、内容を整理中である。 ・砂利採取については、第1稿に記載されていない第1稿(20ページ、治水部分)に考え方を書いている(河川管理者) ・生態系が良好に保たれていないと漁業維持は出来ない。本当は漁業推進を環境維持活動に結び付けたいくらい。 ・第1稿に漁業についての項目がない。具体的な方策がなかったので書いていない。河川環境を修復すれば、自然と漁業もよくなるだろうと考えていた。これから項目をおこす方向で検討中である。(河川管理者) 	<p>第2回 (3/27)</p> <p>第3回 (4/10)</p> <p>第3回 (4/10)</p> <p>第3回 (4/10)</p>	<p>漁業についても方向性を記載すべき (河川環境の保全・回復が漁業の推進につながるという考えでは不十分か。利用のなかで漁業についてどのような位置づけ、方策が考えられるか)</p>
5.5.1 水面	<p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泳げる川・遊べる川ということに関して何か考えておられることはあるか? 河川形状の面からは、高水敷から低水路に対する分断を連続性に修復し、人間が水辺に近づきやすい川にしていく。水質の面からは、泳げるような水質に改善したいと考えている。(河川管理者) ・カヌーや手漕ぎボートは問題ないが、水上バイク等燃料に油を使うものは漁業の維持にはよくない。 ・泳げる川、遊べる川を実現するためには、親水公園等のハード面の整備だけではなく、しっかりとした安全教育も考えなければならない。 ・瀬田川の水面利用については国が率先してしっかりとした利用規制をしていくべきだ。説明資料(第1稿)の23ページでは、瀬田川の水面利用については滋賀県の条例との連携を図って規制を検討するとあるが、滋賀県のレジャー利用規制の条例は評価できる内容ではない。むしろ、国が率先して整備計画の中で水上バイク等の利用規制をしっかりと位置づけていくべき。 	<p>第3回 (4/10)</p> <p>第3回 (4/10)</p> <p>第4回 (4/17)</p> <p>第4回 (4/17)</p>	<p>水上オートバイの利用規制について、瀬田川の水面利用では、滋賀県のレジャー利用条例では不十分。利用規制をもっと厳しく行うべき (滋賀県のレジャー利用規制の妥当性は。追加、もしくは修正すべき具体的項目は何か。河川管理者ができることは何か) 琵琶湖部会との連携</p> <p>漁業の観点からも水上バイク等の影響を検討すべき (区域の具体化)</p> <p>水域利用については安全教育等のソフト面の施策も盛り込むべき (具体的方策(だれが、どのように行うのか(例:河川レンジャー))</p>

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
既存協議会との連携	・「水面利用協議会」といっても水面以外の部分も問題になってくるはずであるから、水面利用という表現は適切か。	第2回 (3/27)	
	・水上バイク等の淀川での利用により騒音等の苦情が出ていることから、その対策にあたる淀川水面利用協議会を既に設置しているが、緊急物資の輸送に舟運が有効ということで、今後の舟運について検討する際にもこの協議会を活用することを考えている。これらは水面利用ということで整理している。(河川管理者)	第2回 (3/27)	
	・水面利用協議会の現状について説明をお願いしたい。水面利用協議会は、基本的に水上オートバイに対する地元の苦情および河川管理者の問題意識により、地元自治体、警察、国土交通省等が参加する連絡協議会を立ち上げて3年目になる。水上オートバイの利用に関して地域制限を設定したり、水質等のモニタリングを続けたりしており、今後も続行したいと考えている。(河川管理者)	第3回 (4/10)	
4.5.2 高水敷利用のあり方	・議論を聞いていると、今ある高水敷のグラウンド等は温存しながら縮小を考えているような矛盾を感じる。利用協議会などは、温存のためのもののように思える。国営河川公園は都市公園であるということだが、縮小は可能なのか。これまでは「都市公園はグラウンドや芝生公園である」という考え方をしてきたが、淀川河川公園として、水辺の自然公園的な河原の整備へと方向転換することは可能である。提言ではグラウンドやゴルフ場について縮小すべきとは書いておらず、ただ新規の整備は認めるべきでないとのみ述べられているのに対し、逆に整備計画が一步踏み込んで今あるものも縮小を基本とするとしている。(河川管理者)	第2回 (3/27)	<p>提言の理念を実現するための方策、基準を記載すべき</p> <p>・既存のグラウンド等についても温存ではなく、縮小していくべき</p> <p>・環境と共生できるグラウンド整備のあり方を検討し、利用促進すればよい</p> <p>(部会としての方向性の検討。河川利用委員会(仮称)の具体化。合意を得るための具体的な方策)</p> <p>・今あるものを縮小を基本とする(提言の理念が反映されているため、説明資料(第1稿)の通りの記述でよい)</p>
・グラウンドは本来堤内地にあるべきもので、本来の姿に戻してやるべきである。	第3回 (4/10)		
・河川利用に当たっての理念は「河川生態系と共存する利用」である。環境と共生できるグラウンド整備のあり方を検討して利用促進すればよいのではないか。	第3回 (4/10)		
・議論を聞いていると、「河川を利用することが悪いことだ」と受け取った。しかし、そうではなく、利用の仕方が悪かったのであって、「利用」自体がダメというわけではないはずである。(河川管理者)	第3回 (4/10)		

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
		・提言では、高水敷の利用 に関して、基本的にはグラウンド等をつくるのは望ましくないが、現実としてグラウンド等が多く整備されているので、今後のあり方は検討していくと記した。それに対する国土交通省の答えが河川利用委員会(仮称)をつくって検討、ということであり、提言の原理原則が貫かれると思うので、問題ないと思う。	第 2 回 (3/27)	
5.5.2 高水敷 利用	目標、基 準	・利用のところで、今後どうあるべきかといった理念的なものを、共通認識として、河川利用委員会等をつくっていくべきであろう。	第 4 回 (4/17)	堤内地の利用規制を検討すべき(関係省庁との協定、住民参加による) (具体的にどのような規制を記載すべきか。対象となる区域の考え方。関係省庁とどのような協定が可能であるか) 高水敷利用の目標を示すべき ・1960年代のグラウンド数を数値目標にしてはどうか (1960年代を目標とする根拠は何か。数値目標をたてることの意味は何か) ・河川利用には管理する側のビジョン とそれに基づいた利用の可否を判断できるガイドライン(保全地域のランク付け等)の策定を河川利用委員会(仮称)で検討すべき (保全地域のランク付の基準は何か。河川利用委員会(仮称)の個々の事例の積み上げによりガイドラインを策定することでよいか。ガイドラインの評価、見直し等の仕組み)
		・河川敷のグラウンド縮小に向けて、1960年代のグラウンド数を数値目標にしてはどうか。	第 4 回 (4/17)	
		・水上バイク等の問題は、管理者側にもビジョンが足りなかったために問題となったのであり、この河川敷利用に関しても、ただ話を聴いて対応する、ではビジョンに欠ける。流域委員会で現在つくっているものが、例えば河川の環境保全というビジョンになるのではないか。ただ、そのビジョンだけでは不十分であり、ビジョンに沿った利用かどうかを検討できるガイドラインが必要だ。例えば、保全すべき地域をランク付けし、それに基づいて利用の可否を判断するガイドライン等が考えられる。 これまで河川管理者はグラウンド等の利用を促進してきた。その意味で、提言を受けて方向転換を迫られており、葛藤を抱えながら進めている。今後、河川利用委員会等で意見を聞いて個々の事例に対応していく中で、ガイドラインのようなものも出てくるかもしれないが、すぐに出てくるものではないと思う。(河川管理者) 進めていく中で問題が出てくるかもしれないが、それはこの流域委員会のような組織にフィードバックして、意見や指導を受けながら進めていきたい。(河川管理者)	第 2 回 (3/27)	
連携		<自治体や住民との連携> ・滋賀県など高水敷利用を推進している自治体との調整・合意形成が必要ではないか	第 3 回 (4/10)	自治体、住民との連携方向について記載すべき ・目標とする利用のあり方に向けての合意形成 ・社会の大半を占めるサイレントマジョリティとの合意形成をはかるべき (具体的な方策、仕組)
		・流域委員会は、20、30年先のことを考え、自治体は、直近のことを考えている。もう少し将来のことを見据えて考えるように、社会全体に投げかけていくべきではないか。	第 3 回 (4/10)	

説明資料 - 索引		これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
		<p>・高水敷利用の存続を希望する利用者は社会全体のごく一部に過ぎない。社会全体の大半を占めるサイレントマジョリティとの合意形成も必要である。利用者とそれ以外の人たちとの合意形成を経て初めて本当に理想的な高水敷利用が実現できるのではないか。</p> <p>・第一稿に対する住民、自治体、委員会の意見を踏まえて改定すべきである。 第1稿に関しては住民説明会を行っている。第一稿に対する意見が住民、自治体から寄せられており、流域委員会からも意見がいただけるものと考えている。我々はそれを踏まえて第1稿を改定していく。(河川管理者)</p>	<p>第3回 (4/10)</p> <p>第3回 (4/10)</p>	
5.5.2 利用委員会	位置づけ、仕組み	<p>・高水敷の利用に関しては、基本的には縮小していく方向であるが、様々な方の意見を聞き対立を調整する組織として河川利用委員会(仮称)を考えている。(河川管理者)</p> <p>・河川毎に委員会を設置するとグラウンド等に利用したいという意見が強くなるのではないか。上流から下流まで様々な価値観があると思うが、全体を調整する委員会のような場が必要だ。全体の中でどう捉えていくのか。 基本的には提言に沿ってグラウンド等の施設は縮小方向で考えているが、実際には沿川の要望が強く、上流から下流まで一律に全てノーで、毎年%ずつ縮小というのは現状を踏まえると少し乱暴ではないか。そこで、地元からの申請があった場合や既存施設の更新時に利用委員会のような場で意見を聞き、最終的には河川管理者が判断する。個々の事情に応じた議論になると思うので、水系全体で会議の場を持って議論にはならないと思う。全体的な考え方は、利用委員会等を位置づける整備計画をチェックする機関としての流域委員会のような場で議論していただきたい。(河川管理者)</p>	<p>第2回 (3/27)</p> <p>第2回 (3/27)</p>	<p>利用のあり方を決める全体的な仕組みを踏まえた、河川利用委員会(仮称)の位置づけ・内容等を示すべき</p> <p><位置づけの例></p> <p>・様々な関係者を取り込んだ、総合的な判断のできるリバーオーソリティーを目指すべき (設立の主旨の具体化。構成メンバーの具体化。住民意見の聴取、反映。運営方法の具体化。合意形成のための手法)</p> <p>・全体の利用のあり方がどこでまたはどのような手段で調整されるのかを明示すべき。 (全体の利用のあり方：流域委員会、個々での利用のあり方：河川利用委員会、でよいか)</p> <p><検討内容の例></p> <p>・河川利用委員会(仮称)では河川利用の理念を共通認識としてつくるべき (具体的な理念の内容)</p> <p>・異なる意見の合意形成、社会的理解</p> <p>高水敷利用縮小の方向性が河川利用委員会(仮称)での検討にどのように影響するのか、関係を明確に示すべき。</p>
		<p>・河川に関わる自治体も含めて広く利用を考える協議会ということか。(リーダー) 説明資料(第1稿)では沿川自治体もあげているが、構成メンバーについてはまだ検討中であり、都道府県単位の大きな視野で考えられる方に入っていただく、地域住民は案件ごとに意見を聞く場を設ける、等を考えている。(河川管理者)</p>	<p>第2回 (3/27)</p>	

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<p>・これまで河川の利用は河川管理者に任せながらもその裁量でできることは少ないという実態があったのではと思うが、河川利用委員会等を設置するのであれば、様々な関係者を取り込んで総合的な判断のできるリバー・オーソリティーのようにすべき。</p> <p>・意見の食い違いが大きい場合、合意形成や社会的な理解を得る場としても協議会的な組織は必要だ。</p> <p>・利用派の声が大きいため、それが多数派のように思われがちだが、アンケート等を見ると実際には自然保全派が多いことがわかる。声の大きい人の意見だけが通らないよう、協議会等での適正な判断ができるようにすべき。</p> <p>・今後、利用委員会が重要な役割を果たす。利用委員会という言葉だけが一人歩きしないように、利用委員会の趣旨、実体を河川管理者は早く明確にすべき。 まだ具体的にイメージは確定していない。次の稿には書きたいと考えている。是非、流域委員会から提案してほしい。 (河川管理者)</p>	<p>第2回 (3/27)</p> <p>第2回 (3/27)</p> <p>第2回 (3/27)</p> <p>第3回 (4/10)</p>	
利用の方向性との関係	<p>・水上バイク等の問題は、管理者側にもビジョンが足りなかったために問題となったのであり、この河川敷利用に関しても、ただ話を聴いて対応する、ではビジョンに欠ける。流域委員会で現在つくっているものが、例えば河川の環境保全というビジョンになるのではないか。ただ、そのビジョンだけでは不十分であり、ビジョンに沿った利用かどうかを検討できるガイドラインが必要だ。例えば、保全すべき地域をランク付けし、それに基づいて利用の可否を判断するガイドライン等が考えられる。</p> <p>これまで河川管理者はグラウンド等の利用を促進してきた。その意味で、提言を受けて方向転換を迫られており、葛藤を抱えながら進めている。今後、河川利用委員会等で意見を聞いて個々の事例に対応していく中で、ガイドラインのようなものも出てくるかもしれないが、すぐに出てくるものではないと思う。(河川管理者)</p> <p>進めていく中で問題が出てくるかもしれないが、それはこの流域委員会のような組織にフィードバックして、意見や指導を受けながら進めていきたい。(河川管理者)</p>	<p>第2回 (3/27) *再掲</p>	

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
活動内容、範囲等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用委員会は新設・更新については検討を行うようだが、既存施設の見直しはしないのか する。現在の施設は縮小するのが基本的なスタンスだが、今すぐというのは不可能である。また、新設とは新たに作るもので、更新は既に存在するものを対象とする。既に存在するものを更新する際には、利用委員会にかけ、ということをごここで述べている(河川管理者) 	第3回 (4/10)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・既にあるグラウンドを存続するかどうか、は利用委員会が判断するのか？ しない。利用委員会から意見を聞いた上で、河川管理者が判断する。(河川管理者) 	第3回 (4/10)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用委員会には河川管理者が委員として入るのか。 河川管理者が意見を聴くための委員会であるので、河川管理者は入らない。(河川管理者) 	第3回 (4/10)	
4.5.3 5.5.3 舟運	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画(第1稿)を見ると、舟運については淀川ではある区域について実施となっているが、琵琶湖から大阪湾まで繋ぐくらいの夢がある部分をどこかに残して欲しい。舟運になるのか水遊びになるのかかわからないが、例えば個人がカヌー等で琵琶湖から大阪湾まで行けるようになると、人々により川に親しんでもらうことができる。 説明資料(第1稿)における舟運に対する考え方を次回の部会で説明したい。(河川管理者) 	第2回 (3/27)	<ul style="list-style-type: none"> 環境と調和した舟運について検討すべき ・直線的な水路ではなく、河道内で蛇行させる、ワンドを活用、河川中央部の水深を確保するなど、環境にも配慮した形状にできないか検討すべき
<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者の説明では整備中の船着場が閘門を挟んで上下流に分断されている。事業費等を考慮すると簡単に閘門を整備できないことは理解できるが、もし災害対策として整備するのであれば、本来は大阪湾と結ばれなくては意味が無いのではないかと。また、閘門が整備されると現在は新淀川に流れていない河川水が閘門を通じて大阪湾にも流出し、周囲の環境にも影響が出るだろう。 現状で大阪と京都を河道でつなく強いニーズがあるわけではない。舟運計画に関してもう少し検討したい。(河川管理者) 	第3回 (4/10)		

説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<p>直線的であり旧来と変わらない舟運用の水路が計画されている。河道内で蛇行させるなど、もう少し環境に配慮して欲しい。</p> <p>環境面への配慮は検討したい。横断形状の修復や河川環境の修復といった意味において、ワンドを修復するなどして、結果的に河川中央部の水深が深くなり、航路として利用出来れば良いのではないかという思いがある。(河川管理者)</p>	<p>第3回 (4/10)</p>	

2 治水部会

(1) 説明資料(第1稿)に対する意見、提案(案)(第1回治水部会検討会(6/7)資料2-1より)

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
3 治水・防災				
1 洪水 全体				
理念、基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> 治水安全度は下げずに壊滅的被害を避ける、そのための一番の基本が破堤ではないか、という論理だと思う。この点に関しては、委員会と河川管理者とで共通の認識を持っていると理解している。一般には、破堤による壊滅的被害の回避が優先されて治水安全度の向上が軽視されていると誤解されている面がある。 	第2回治水部会 (030327)	壊滅的被害の防止に関する理念については説明資料の内容と提言とは一致していると理解している。 「自然環境に配慮した治水対策」地域特性に配慮した治水対策については後述の方針に従い、検討をお願いしたい。
		<ul style="list-style-type: none"> 治水に対して河道対策とダムだけで良いのか、という考え方もある。説明資料(第1稿)に「洪水被害ポテンシャル低減対策」として記されているが、現状維持なのか機能強化する攻めの姿勢なのかが不明であり、物足りない。河道やダム以外へ現状以上の流量配分を設定する、或いは、公共施設の土地利用誘導だけではなく、民間企業や住民に補助金を出す等の努力を積極的に行っていくべき。 説明資料(第1稿)には、まず情報伝達、次に被害ポテンシャルの低減、3番目に堤防、との考えで、この順番で記している。土地利用誘導等については現状維持ではないが、今すぐ達成できることではないと考えた計画となっている。(河川管理者) 	第4回治水部会 (030414)	
		<ul style="list-style-type: none"> 応急的堤防強化について説明されているが、これは従来と同じ手法であり、提言にある「超過洪水・自然環境を考慮した治水」を実現できないのではないかと。提言では治水の理念転換をうたっているが、説明資料(第1稿)の内容は従来治水の延長線上にあるように感じられる。提言を受けてどこがどう変わったのかを示すなどして、わかりやすく説明してほしい。(部会長) 様々な堤防強化を考えていかなければならないと思っている。本日の説明内容は、現状の技術で可能な範囲で示したものであり、一方で、河川環境に影響のない方法やより安全度の高い方法を検討、試験施行していかなければならないと思っている。(河川管理者) 	第1回治水部会 (030308)	

説明資料 - 索引		No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
			<p>河川管理者は、時間、予算、環境への影響などを考慮してある程度シナリオをつくり、提言で述べていることが本当にどこまで実行可能なのかを具体的に示さなければならない。何に対しても「検討したい」と答えていては、審議が進まない。</p> <p>一度、環境という要素を横に置いて、「治水だけ考えた場合にも、このような転換が必要」ということを明言すべき。それと同時に「河川環境の重要性を考慮することによって、このような転換が必要」という内容と併行して考える必要がある。</p>		
1) 情報伝達、伝達システムの整備等		<p>・洪水被害の多くは夜間に発生する。昼間と夜間では、情報の提供や伝達システムも違って来るはずだ。どのような対策を考えておられるのか。</p> <p>現在の情報提供システムは、基本的には24時間体制で行われている。しかし、住民の避難については、密に情報を提供していくしかないというレベルにとどまっている。常日頃から、堤防のもろさと水害の恐ろしさを発信し続け、その上で自治体と連携していくしかないと考えている。(河川管理者)</p>	第3回治水部会 (030410)	<p>情報伝達、避難誘導について以下の点について追加検討を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間における情報の提供や伝達システム ・停電時における対応方向 ・防災教育 <p>(現行の説明資料での記述で不十分か、追加すべき具体的内容は?)</p>	
		<p>・緊急対策区間とその他の地域とは、情報の提供・伝達システムが違って来るべきではないか。それによって意識付けもできるのではないか。</p> <p>基本的には、地域で差を付けることなくやっていくべきだと考えている(河川管理者)</p>	第3回治水部会 (030410)		
		<p>・洪水が起こった時には停電することが多く、伝達のシステムが途切れがち。人が臨機応変に対応するには日頃からの防災教育が必要。</p>	第3回治水部会 (030410)		
2) 被害ポテンシャルの低減対策		<p>・河川審議会答申や流域委員会の提言に記されているように、洪水に対しては、堤外地(河川側) 堤内地(都市側)での対応の両方が関係してくる。堤内地に対して流域としてどのような治水を行うか、河川整備計画にはどの程度盛り込まれる見通しか。</p> <p>河川管理者だけでは出来ないことが多いため、説明資料(第1稿)では被害ポテンシャル低減対策として協議会を設置して関係自治体、機関等と連携していくことを考えている。特に避難誘導に関しては、淀川下流部には地下街が多いため、ソフト、ハード一体となった対策が必要である。(河川管理者)</p>	第2回治水部会 (030327)	(現行の説明資料での記述でどこの部分が弱いのか。ソフト対策として追加すべき事項は)	

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
		<p>流域対応については、従来から総合治水で対応しようとして出来なかった。何故できないか、ということ踏まえて記述頂きたい。</p>		
		<p>・委員会では、堤内地側のソフト対策が重要であると時間をかけて議論し提言したが、説明資料(第1稿)は十分とは言えない内容であり不満を感じている。</p>	第2回治水部会 (030327)	
		<p>・地方公共団体や関係各省などとの連携については、1977年の河川審議会の答申以降、繰り返し述べられていることだが、現在、全国的に見てそのような連携体制で取り組んでいる事例があるのか。説明資料のなかに「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」(仮称)の設置が記されているが、これはどのように位置づけておられるのか。</p> <p>「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」では土地利用誘導も含めた検討を想定しているが、協議会の枠組みでここまで含めているのは無いのではないか。</p> <p>この協議会で様々な問題が出て来た場合には、一体なぜ連携できないのか、誰がどういう理由で連携を拒んでいるのかを広く一般に公開する。連携しようと努力し、問題についても公開することで連携を進めたい。(河川管理者)</p>	第2回治水部会 (030327)	
<被害ポテンシャル低減対策方策協議会>		<p>・被害ポテンシャル低減対策方策協議会について、どのようなイメージを持っておられるのか。特に土地の利用誘導は、河川管理者だけで実現できるものではない。</p> <p>地域特性に合わせて、河川ごとに分科会をつくり、様々な関係者(沿川自治体、地下空間管理者、気象台、防災関係機関、農業・林業関係、ライフライン関係等々、具体的な整備内容シート 治水-5 参照)とともに考えていきたい。避難誘導についてはシート治水-6に、土地利用誘導についてはシート治水-7に記載していることを考えている。(河川管理者)</p> <p>地域特性を考慮して協議会をつくり、さらにそれが住民に周知徹底されるシステムまでつくるのが重要だ。また、平常時から行うことと危機管理として行うことと両方必要である。</p> <p>まだまだ、河川管理者がリードしようとしている観がある。地方自治体が主だということを強く打ち出していけない。</p>	第3回治水部会 (030410)	<p>被害ポテンシャル低減対策方策協議会に関して以下のよう な視点を踏まえ、記述の充実を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を考慮して協議会をつくり、さらにそれが住民に周知徹底されるシステムまでつくる。 ・平常時から行うことと危機管理として行うことと両方必要 ・まだまだ、河川管理者がリードしようとしている観がある。地方自治体が主だということを強く打ち出すべき

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
3) 堤防強化対策		<ul style="list-style-type: none"> 堤防について、区間ごとにどの程度の降雨規模で破堤する危険性があるのか、それに対してどのような優先順位でどんな整備が実施されるのかが説明されなければ、不安が増すだけに感じる。 破堤の危険性を区間ごとに整理した資料は、第3回委員会にて提出している。また、具体的な整備内容シート(第1稿)では堤防補強などの実施事業と対象区間を示しているが、そのなかのさらに細かい工事内容や区間までは示していない。(河川管理者) 	第2回治水部会 (030327)	<ul style="list-style-type: none"> 堤防強化についての考え方について以下のような観点から検討して頂きたい あらゆるところを高規格堤防化するという考え方が適切か 「恒久的」ではないところはすべて「応急的」に対応すべきか/すべてを川の中で対応するかの印象を与えないか 「恒久的」「応急的」の名称/自然が相手であれば恒久的はあり得ない/もう安全だという幻想を与えないネーミング 周辺の土地利用との関連による強化法の検討(霞堤等) 被害低減ポテンシャル協議会の堤防強化における役割(堤防強化の考え方についての部会からの提案、「恒久的」「応急的」に変わる名称、周辺の土地利用との関係での堤防強化のあり方は) 堤防強化についての技術開発の必要性の追加して欲しい(ハイブリッド堤防等の強化の手法、自然環境への配慮等) 優先順位について以下の点から追加の記述をしてほしい 優先順位の考え方(第3回治水部会資料等)について整備内容シートへの追加 優先順位についての地元住民の係わり方
		<ul style="list-style-type: none"> あらゆるところを高規格堤防化することが良いのかどうかは議論すべき。また、恒久的なものが高規格堤防化で、応急的なものが既存堤防の強化というのはおかしいのではないか。 	第3回治水部会 (030410)	
		<ul style="list-style-type: none"> 霞堤も1つの堤防強化対策だと思うが、河川管理者の考えている「応急的」な堤防強化対策とはどういったイメージなのか。 スーパー堤防よりも短期間で整備できるが、越水にも耐えられるとは言い難いため「応急的」と名付けた。また、これまで堤防を整備するたびに「これでもう安全だ」という幻想を与えてきた。同じことを繰り返したくないという思いから「応急的」としたが、名称については検討したい。(河川管理者) 地域特性や自然環境等を考慮すれば、スーパー堤防が「恒久的」な破堤回避対策だとは言えないのではないか。 相手が自然である以上、「恒久的」はあり得ない。また、スーパー堤防といえども、河床が上昇すれば危険だ。 土地利用との関係によっては、堤防を取り払い霞堤みたいなものをつくり、その周辺を市街化しないということもあり得る。今後、沿川自治体等と協議して決めていきたい。(河川管理者) 	第3回治水部会 (030410)	
		<ul style="list-style-type: none"> スーパー堤防が無理なところは全て「応急的」堤防強化で対策していくということだが、他に方法はないのか。これでは、すべて川の中で対応しようとしているようで「堤防には頼らない治水」としている提言の理念と矛盾しているのではないか。 当然、流域対策も行っていくが、今ある堤防をそのまま放置しておいてよいというわけではない。流域対策は時間がかかるため、並行して堤防強化も行っていくべきだと考えている。全川で堤防強化が必要かどうかは、洪水ポテンシャル低減方策協議会等で議論していきたい。(河川管理者) 	第3回治水部会 (030410)	

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
		<p>・具体的な整備内容シート(第1稿)では、応急的堤防強化対策が多く、多くの河川に記されており、巨額の事業費を投じても応急的な堤防強化しかできないのか、とショックだった。一般の方がこの内容を見たら、「もっと他に方法があるのでは」という議論になるのでは。</p> <p>破堤しない堤防はスーパー堤防以外では不可能であり、現在ある堤防を強化したとしても、すぐに破堤しない堤防ができるわけではないという意味を込めて、「応急的堤防強化」という言葉を使っている。具体的な整備内容シート(第1稿)には、今できる対策を示しているが、今後も技術開発を進める必要があると考えている。(河川管理者)</p> <p>これまでの、堤内地を守るためにより高い堤防をつくってきた考え方をやめて、理念転換しようと言っているが応急的な強化に頼らざるを得ないところがジレンマである。</p> <p>応急的堤防強化については、堤防直下に人家が連たんしているところは、破堤した際に家が壊れるため無条件で対象区域とした。また、人家が無くても東海豪雨並の500mmの降雨でも危ないところは対象とした。このような考えで具体的な整備内容シートの内容となっている。今後、より細かな整備の優先順位を示していきたいと考えている。また、堤内地でのソフト対策や被害ポテンシャル低減対策を行うことで堤防強化の必要が無くなる区間があるかもしれないが、今回はそこまでの結論を出せていない。(河川管理者)</p> <p>「応急的堤防」という言葉は「スーパー堤防」に対する言葉であり、すぐに壊れるものではなく、数年で工事をし直すものでもないと理解した。(部会長)</p> <p>具体的な整備内容シート(第1稿)には、整備内容が羅列されているだけで背景となる考え方が記されていない。先ほどの説明のような考え方が分かるよう記述すべきでは。</p>	第2回治水部会 (030327)	
		<p>・堤防強化の優先順位が示されているが、そこに至る過程で住民は関われないのか？</p> <p>優先順位についても原案に示される。その内容については住民の方からも意見を聞き、議論をしていきたい。</p>	第3回治水部会 (030410)	

説明資料 - 索引		No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
	<技術開発>		<ul style="list-style-type: none"> 提言で記したハイブリッド型など手法はいくつかあると思うが、今後の技術開発は？ 新たな技術検討の場を早急に作り検討したい。(河川管理者) 河川管理者には堤防の専門家が少なくなっているのではないか。10年前の堤防とほとんど同じようなものが案として出されている。 遊水池などの様々な方法についても検討したい。 	第3回治水部会 (030410)	
	(2) 浸水被害の軽減		<p>壊滅的な被害の回避と地域特性に応じた治水安全度の向上とを矛盾せずに進める考え方が基本である、ということを確認に記すべき。</p> <p>これまでのように一律に目標を定めるのではなく、地域毎、区間ごとに地元の意見も考慮しながら何らかの目標を定めて治水安全度を上げていく、と理解した。(部会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 治水対策として、破堤による壊滅的な被害の回避と同時に、浸水被害に対する治水安全度も高めていかなければならない。地域特性に応じた治水安全度の確保にあたっては目標を設定することが重要ではないか。目標を記さないと、壊滅的な被害だけを防止するという印象を与える。考えを分けて、定量的に目標を持てるところは目標を記すべき。 <p>狭窄部上流など浸水頻度の高いところは、「河川ごとの既往最大規模の降雨」を一つの目標として浸水対策を行うこととしており、必要な場所では浸水被害の軽減を同時に行いたい。(河川管理者)</p> <p>琵琶湖周辺に関しては、既往最大規模の降雨に対して被害をゼロにすることは、今回の整備計画の中でも不可能である。下流の宇治川の改修との関係で上限を決めざるを得ない状況である。(河川管理者)</p>	第2回治水部会 (030327)	<p>壊滅的な被害の回避と地域特性に応じた治水安全度の向上とを矛盾せずに進める考え方が基本である、ことを「4.3.1(2)浸水被害の軽減」の項に明確に記すべきである。</p> <p>浸水被害の軽減の目標については、可能な限り定量的な目標が必要であるが、これまでのように一律に目標を定めるのではなく、地域毎、区間ごとに地元の意見も考慮しながら何らかの目標を定めて治水安全度を上げていく、と理解した。</p> <p>(個々の地域の浸水被害の軽減の目標は地域別部会等で検討)</p> <p>狭窄部の浸水被害の軽減については、以下の点も踏まえ多くの様々な選択肢を組み合わせたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、ハザードマップ等により読みとれる危険度に応じて、望ましい土地利用を積極的に訴えかけ ダムの高上げ、気象予測と連動したダムの放流操作の見直し等 <p>(浸水被害の軽減策として追加すべき項目は)</p>
	<狭窄部上流>		<ul style="list-style-type: none"> 提言同様、説明資料も狭窄部は当面開削しないとしながら、既往最大規模の浸水被害の解消を図るとしている。これができれば良いが、非常に困難なことではないか。 	第3回治水部会 (030410)	
			<ul style="list-style-type: none"> 対策を行って安全になればなるほど、人が集まり、洪水ポテンシャルは高まってしまふ。例えば、ハザードマップ等により読みとれる危険度に応じて、望ましい土地利用を積極的に訴えかけるところまで考えなければならない。 	第3回治水部会 (030410)	

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 狭窄部上流の被害軽減対策として日吉ダムや一庫ダムの治水機能強化が検討されている。近年は短期的な気象の予測精度も向上しているため、放流方法の見直しで対応できないか。 ダムの嵩上げ、堆砂容量の見直し、操作規則の変更も視野に入れて、見直しを行なっていく。(河川管理者) 	第3回治水部会 (030410)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、銀橋狭窄部の浸水被害軽減対策として、一庫ダムの治水機能強化検討が記載されているが、他にも選択肢はある。いくつかの選択肢の中からその手法が選ばれた検討過程についても記述して頂きたい。 一例として一庫ダムをあげているにすぎず、説明不足である。(河川管理者) 	第3回治水部会 (030410)	
< 琵琶湖沿岸 >		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の操作規則は河川法の改正以前の合意に基づいているため、改正河川法と当流域委員会からの提言を受けて再検討されるべき。今すぐの実施が難しいのは承知しているが、どのような方向で検討されるお考えかお聞きしたい。 すでに合意されたものだからと言って見直しを行わないということはない。一般的な回答となるが、合意の妥当性も含めて検討し、必要であれば関係者の同意を得ながら変更する。(河川管理者) 整備計画には、そのような検討の方向性なども明確に記すべき。 説明資料(第1稿)には、「治水利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰などの運用の見直しを検討する」と記している。これは、過去の合意についてもその内容も含めて真摯に検討する、という趣旨である。(河川管理者) 瀬田川と琵琶湖の関係を、狭窄部とその上流部だと考えれば、現在の合意内容である、下流に流量増加の危険がある場合の全閉操作と、その後、下流が安全な範囲で琵琶湖周辺の浸水被害を無くすために可能な流量を流す後期放流は、それぞれ「狭窄部を開削しない」「地域特性に応じた治水安全度の向上」という提言の理念に沿っているのではと考えている。(河川管理者) 合意内容は、「全閉操作」と「後期放流」だけではないので、他の操作も含めて全てを考えると提言に沿っているかは分からない。様々な状況を十分に踏まえた上で考え直す方向で検討される、と理解したい。 	第4回治水部会 (030414)	現在の操作規則は河川法の改正以前の合意に基づいているため、改正河川法と当流域委員会からの提言を受けて再検討されるべきである。今すぐの実施が難しいのは承知しているが、どのような方向で検討するかも記述すべきである。合意内容は、「全閉操作」と「後期放流」だけではないので、他の操作も含めて全てを考えると提言に沿っているかは分からない。様々な状況を十分に踏まえた上で考え直す方向で検討される、と理解したい。

説明資料 - 索引		No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
0	その他		<ul style="list-style-type: none"> 委員会は直轄河川だけを考慮して提言したのではないので、各府県が管理している河川についても、提言の内容を尊重して河川管理が行われるべきだと考えている。 今回の整備計画は、府県の管理者も読んで頂いていると思っている。(河川管理者) 	第2回治水部会 (030327)	<ul style="list-style-type: none"> 委員会は直轄河川だけを考慮して提言したのではないので、各府県が管理している河川についても、提言の内容を尊重して河川管理が行われるべきである。
	<自然環境を考慮した治水>		<ul style="list-style-type: none"> 提言では「自然環境を考慮した治水」を理念の一つとして挙げており、説明資料(第1稿)の「治水・防災」においても考え方を記してほしい。自然環境の保全・回復を目指した場合、治水安全度に影響する場合もあり、その際の治水としての考え方を記す必要がある。 従来の河川整備では、治水と環境をバラバラに考えてきた。今後は、各河川の各箇所環境、治水、利水で総合的に最適となるよう考えることを基本としたい。この考えで、説明資料(第1稿)には、「原則として、堤防強化を行う箇所において、併せて河川管理者形状の修復を実施」(5.2.1)と表現している。(河川管理者) これまでの河川整備は、治水に支障の及ばない範囲で環境に配慮するという考え方であったと思う。今後は、環境と治水を同等に考慮していかなければならない。(部会長) 	第2回治水部会 (030327)	<p>治水の項目の中で「自然環境を考慮した治水」についての、治水安全度との関係等の基本的な考え方について以下の点を考慮し記述を追加してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> 提言では「自然環境を考慮した治水」を理念の一つとして挙げており、説明資料(第1稿)の「治水・防災」においても考え方を記してほしい。自然環境の保全・回復を目指した場合、治水安全度に影響する場合もあり、その際の治水としての考え方を記す必要がある。 これまでの河川整備は、治水に支障の及ばない範囲で環境に配慮するという考え方であったと思う。今後は、環境と治水を同等に考慮していかなければならない。
			<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全は人間が非常に長い時間に渡り生存していくために、必要だと考えている。そういう意味では、人間の生存を脅かす程度までの問題が生じているのであれば、治水上少し問題があったとしても、自然環境の回復を行うとともに治水の問題も解決する方法を考えるべきだ。人間の生存に大きく関係するという意味で、自然環境の保全も治水や利水と同じ問題である。そのことを再度理念として強調頂きたい。 	第2回治水部会 (030327)	
			<ul style="list-style-type: none"> 河川環境の保全・復元のためには、水や流砂の連続性の確保が重要になってくるが、これまで以上に砂を流せば、河床が変動し、抵抗も増して水位も変動する。こういったことを考慮して、今後の治水を検討して頂きたい。 	第1回治水部会 (030308)	<p>土砂供給の問題と治水上の安全度の問題を合わせて検討すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川環境の保全・復元のためには、水や流砂の連続性の確保が重要になってくるが、これまで以上に砂を流せば、河床が変動し、抵抗も増して水位も変動する。こういっ

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境のために水や土砂の連続性を許容することによって、激しい水位変動による局所的な洗掘の発生など、治水上の安全度が低下する可能性がある。これまでの安全度の考え方に加えて、変動への配慮が必要になってくると思うが、どのようにお考えか。 	第2回治水部会 (030327)	<p>たことを考慮して、今後の治水を検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境のために水や土砂の連続性を許容することによって、激しい水位変動による局所的な洗掘の発生など、治水上の安全度が低下する可能性がある。これまでの安全度の考え方に加えて、変動への配慮が必要である。
		<p>土砂の流れについては、ダム等で殆ど遮断されている状態を少しでも回復しようとしている。しかし、大雨の時にダムを素通りして流れるのは治水とのバランス上問題があるだろう。また、横断方向の連続性の修復に際しては、高水敷の切り下げで堤防が危なくなるのであれば、補強策を考える必要があるだろう。(河川管理者)</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境を回復する手法は十分に確立されておらず、開発途上にある。説明資料(第1稿)には、「自然環境を回復する手法の検討」という項目が入っていないため、既存の手法だけで対応するとは理解できないところが気になる。 説明資料(第1稿)には、現在可能な手法を提示しているが、これで十分とは思っていない。新しい技術の開発も当然行う必要があると考えている。(河川管理者) 	第2回治水部会 (030327)	整備計画の中に「自然環境を回復する手法の検討」を位置づけるべき。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水時の攪乱機能をどのように維持していくかについても検討する必要がある。攪乱については、河川の横断方向の形状など物理的な問題についても考慮する必要がある。 洪水時の攪乱機能の重要性については十分に認識しており、「水量」の項目では、既存のダム・堰の運用の改善についての検討を記している。また、河川形状に関しても、「河川形状」の項目に取り組み内容を記している。(河川管理者) 	第2回治水部会 (030327)	<p>河川環境の面から、平水時だけでなく洪水時の攪乱機能をどのように維持していくかについても検討する必要がある。攪乱については、河川の横断方向の形状などと合わせて考慮する必要がある。 (具体的な内容は、現在の河川環境の項の記述では不十分か)</p>
< 堤防強化対策と自然環境 >		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料2-3には堤防強化対策の事例が紹介されているが、対策を実施した後の堤防の自然環境はどうなっているのか。モニタリングは実施されているのか。 表土に芝生を張っているだけなので、モニタリングは行っていない。高槻の鶴殿地区では、法面を元に戻した後、そのまま放置して、モニタリングをしている。(河川管理者) ・ 自然環境の面から見て、堤防を強化した後に覆土するだけで、環境への配慮は十分なのか。 	第3回治水部会 (030410)	<p>自然環境の面から見た堤防強化のあり方についての記述を以下のような点も含めて記載して欲しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全のための技術の開発 ・ 自然環境の面から見て、堤防を強化した後に覆土するだけで、環境への配慮は十分なのか。 ・ 堤防1つの環境ではなく、それが川全体に及ぼす影響を考えていくことが、重要 ・ 河川の樹林帯を残すことによって、現在の堤防は強くな

説明資料 - 索引		No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
			<ul style="list-style-type: none"> 一般的に言えば、回復不能なほどに自然環境が破壊される前に、予防的な見地から検討を行う習慣が重要。堤防1つの環境ではなく、それが川全体に及ぼす影響を考えていくことが、重要であり、堤防の植生に対しても砂に対しても予防的な見地で検討してから対策を実施していくという習慣が重要。 	第3回治水部会 (030410)	<ul style="list-style-type: none"> るのか、弱くなるのか
			<ul style="list-style-type: none"> 河川の樹林帯を残すことによって、現在の堤防は強くなるのか、弱くなるのか。自然と土木建築物との関係を考え直さないといけない。 	第3回治水部会 (030410)	
	2 高潮				
	3 地震・津波				
	4 維持管理等				
4 利水					
5 利用					
6 ダム					
1 ダム 計画の 方針	全体		<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者は、提言を踏まえて、治水におけるダムの存在意義をどのように考えているのか。(部会長) 提言を受けて、治水上のダムのあり方や位置づけが大きく変わっていくのは確かだ。しかし、どのように変わるかは個々のダムによって異なるため、次回委員会以降のダムに関する説明の際に説明したい。(河川管理者) 	第4回治水部会 (030414)	<ul style="list-style-type: none"> 「ダムに関する見直し資料」について、地域部会等の議論を踏まえ、以下の観点から今後検討 提言を踏まえて、治水におけるダムの存在意義をどのように考えているのか記すべきである。 ダムの必要性を説明する際には時間のファクターを入れるべき。例えば、非常に長い時間をかけて、土地利用や堤防整備が理想的な形になっていけばダムは必要無いかも。しかし、20、30年で目標とする治水安全度を達成するには、即効性のあるダムが必要 ダムではない選択肢(巨椋池を復活させた場合など)を示した上で、どういう場合にダムでなければいけないか。 既存のダムの環境改善策の有効性(選択取水等) ダムの代替案を比較検討する際には、直接的な効果だけではなく、間接的な効果のプラスマイナスも含めて比較すべきである。
			<ul style="list-style-type: none"> 25年前ほどに旧河川審議会が総合治水という考え方を示してから、治水の考え方を見直そうという流れがあった。流域委員会の提言もその流れに沿ったより具体的な内容だったと思う。このような変化の中で、今やろうとされていることがどう位置づけられ、転換していくのかを示してほしい。 我々は、提言に記されている治水の理念転換と第1稿の治水の方針は一致していると考えている。この点に関してダムがどのように寄与するのか、他の代替案も含めて、次の委員会では説明したい。具体的には、従来のように下流のある地点で何m³/sの流量をカットするために上流のダムを位置づける、という説明にはならない点が大きな転換点だと思う。(河川管理者) 	第4回治水部会 (030414)	

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの必要性を説明する際には時間のファクターを入れるべき。例えば、非常に長い時間をかけて、土地利用や堤防整備が理想的な形になっていればダムは必要無いかもれない。しかし、20、30年で目標とする治水安全度を達成するには、即効性のあるダムが必要、という説明が考えられる。 河川整備計画は、今後20～30年を対象としているため、この期間内において何をしていくのか、という説明になる。(河川管理者) 	第4回治水部会 (030414)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ダムではない選択肢(巨椋池を復活させた場合など)を示した上で、どういう場合にダムでなければいけないかの説明が必要である。 	第4回治水部会 (030414)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「治水目的以外のダムでは、洪水の場合にはダムの有無は関係なく同じ流量が流れる」との説明があったが、ダムが有った場合は無い場合と比べて高いところから水が流れるため、被害ポテンシャルは高まるだろう。このような問題も含めたリスクマネジメントについて、治水(ダム)面からどのように考えるのか。 	第4回治水部会 (030414)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・水需要管理を進める立場に立った場合、ダムをどう考えるのか。 	第4回治水部会 (030414)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境とダムの関係について、ダム貯水池の中だけではなく、周囲の自然環境への影響も含めて、ダムをどう考えるのか。 	第4回治水部会 (030414)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・選択取水設備等の水質改善策の評価として「改善率」ではなく、「達成率」がどうなのかを踏まえた議論。 	第4回治水部会 (030414)	
2 既設ダム				
3 各ダムの整備の方針				
0 その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの見直しについて説明頂く際は、ダムサイトや流域の状況、ダム以外の代替案等について、考え方や問題点などを十分出して頂いた上で説明願いたい。 	第4回治水部会 (030414)	

説明資料 - 索引	No.	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
		<p>・ダムの代替案を比較検討する際には、直接的な効果だけでなく、間接的な効果のプラスマイナスも含めて比較されるのかどうかお聞きしたい。</p> <p>水利計算上の効果だけでなく、時間のスパンの考慮や現地での社会的影響も含めてどのように評価しているかを説明することになる。(河川管理者)</p>	<p>第4回治水部会 (030414)</p>	

3 利水部会

(1) これまでの主な意見・やりとり内容(第3回部会まで) (第20回委員会(4/21開催)資料1-2より)

<利水に関する基本的な考え方>(4/14)

- ・ 大転換を提言した利水の部分が説明資料では1ページしかない。これだけしかやれないのか。提言を真摯に受け止めて欲しい
- ・ 提言の実現に向けて、今すぐは無理でも今後こういう風にやっていくことがわかれば、河川管理者の熱意が感じられ委員もある程度納得するのでは。そのような形で河川整備計画を作って欲しい。
- ・ 河川管理者の権限内で実施できることについてもっと言及すべき
水資源開発自体が河川管理者の仕事ではないなど利水については我々だけではできないことが多く、水利権の関与等しかできないのが正直なところ。できる範囲の一つとして、協議会を考えた。(河川管理者)
協議会等を活用しながら2、3年のスパンで一生懸命縦割りを排し水需要管理を実現したい。(河川管理者)
- ・ 河川管理者に頑張れというばかりではなく、委員間で具体的なものが出てくるように議論を行うべき。そのためには、問題設定をきっちりした方が良い。京阪神の水利用を新しい水資源開発を行わずに充足することが大きなテーマである。
- ・ 従来の縦割り行政の改革も提言に盛り込まれている。河川管理者は従来の権限外にも踏み込んだ整備計画を策定すべきである。その上で阻害要因を委員会と河川管理者の間で検討すべきなのではないか。

<水需要管理の捉え方について>(3/27)

- ・ 「水需要管理」は、実現できるかどうかではなく、「やらねばならない」と提言した。琵琶湖・淀川流域において水利用のシステム全体を根本的に見直し、その上で、流域のシステム全体を新たに構築するという方向で議論していくべき。

<水需要管理の目標>(3/27)

- ・ 淀川水系では「今以上に水供給を増やせない」では甘すぎる。「現在の取水量はあまりに多すぎる」というくらいが妥当。利水部会で決めて頂きたい。
- ・ 水需要管理の目標として、「福岡並に減らす」のか「今以上増やさない」のか「これ以上新規のダムは造らない」のか。目標を委員会で決めるのか、水需要管理協議会(仮称)で決めるのか。

<環境流量について>(3/27)

- ・ 環境流量についても「これだけ環境用水として必要だから、今使っている分からこれだけ減らす」という話ができるのでは。環境・利用部会との連携も考えてはどうか。
- ・ 「環境用水がいくら不足している」など、委員の方でも、どのくらい取水量を減らすのか目標をしっかりと議論しておかねばならない。

<水需要の精査・確認>

水需要の精査・確認のイメージについて(3/27)

- ・ 水需要の精査・確認について、考えていたイメージとは異なる。利水者が行った需要予測を国土交通省が独自に精査・確認を行ってくるものと思っていた。
その意味の精査・確認もありえるが、河川管理者としての権限を逸脱してしまう部分があり、行うには障壁がある。(河川管理者)
- ・ 説明資料(第1稿)に「水利権量と実水需要流量に乖離が生じている」とはっきり書かれている。いまのような姿勢だと乖離の要因が解明できないのではないか。日本の河川管理者にも欧州のようなリバーオーソリティになってもらいたい。
水利権量と実水量に乖離が生じている具体例として工業用水道の話を出した。まずはここをメインに取り組んでいきたい。(河川管理者)
- ・ 河川管理者は淀川の水利権許可を下す許可権者であり、大きな権利を持っている以上、我々は透明性、説明性を求めたい。やりにくいのなら、はっきりそう言ってほしい。
水利権審査については、委員会で議論されていることを踏まえて、しっかりやっていきたい。(河川管理者)
- ・ 問題は水需要の精査確認を行った結果、どういう風にするのか。また、このような問題はしばらく時間がかかるが、自分たちはこういう風にやりたいといった点について議論ができるようにしてほしい。
- ・ 琵琶湖淀川水系全体としての人間も含めた持続的な水利用の仕組みとはどうあるべきかを明らかにすることが、水需要の精査の内容ではないか。持続可能な環境流量の枠内で、どれだけ水が取れるか、その量と実需要が合っているか、等を考えることが重要。

水需要の実態把握と精査について(4/14)

- ・ 資料2-3-3では水需要予測の精度が不十分である。生活用水の需要は人間の生存における必要度の強弱も合わせて検討すべきではないか。例えば植木の散水などは必要度が低いはずであり、減らされてもそれほど困らないのではないか。
各家庭の生活用水の用途までデータを取って調べることは不可能に近い。(河川管理者)
- ・ 用途別の水需要の洗い出しといったレベルまで踏み込まないと提言の「水需要管理」は実現できない。
- ・ 水需要の精査はあるが、水需要予測の精査がされていない。現在の水需要予測の実態を教えてください。それをもとに今後の水需要を予測し、水資源開発が必要かどうかの議論をするためのデータとして十分ではない。
- ・ これまでは水需要について利水者の言いなりだった面があるが、これからは1つのプログラムをつくってきっちり精査していくことが必要ではないか。
- ・ 利水者の水需要予測に疑問を感じているが、本日の資料にはその見直しが無い。今の水需要予測で、いくら水が必要かということを河川管理者は判断するということが。
本日は水需要の実態として、有収水量部分を示したということである。実態把握から水使用量の抑制、節水なりにつながっていくもののデータとして本日提出した。予測については、新規水資源開発の抑制につながる部分として、水需要予測の精度向上と転用の可能性があり、現在、転用の可能性に重点的な狙いをつけやっている。(河川管理者)

- ・ 水需要の精査から出てきたものを数量的にきっちりと詰めることと、非効率な水利用というのはどこに存在するのか、節水に可能性はあるのかについて詰めていただきたい。
水利権量と実際の水道等の取水量に乖離があったとしても、川からみれば、実際に必要な量しか取られていないのだから、それがすなわち非効率な水需要とは言えないのではないか。(河川管理者)

<水需要の抑制策> (3/27)

- ・ 水利権の枠内であっても水の使用に対する負担を利水者に求めるような仕組みが必要。(例：フランスの水の使用や汚水の排出に対する負担)。このようなことが現在の法律のもとで実現可能か。
- ・ 料金体系を見直し、一定水量使用したら急に料金が高くなるような、水使用に抑制が働く制度を考えていくべき。
淀川の水道は十分な水利権を持っているため、節水のための制度を水道業者に作らせるのは不可能。河川管理者が、水の取水量に応じて費用を求める必要がある。
工業用水に関しては、利水占有料というデータを都道府県がとっている。また、水道料金は、現在でも逦増料金制。(河川管理者)
他省庁の管轄になる水道料金まで踏み込むのか。

<水利権の用途転用> (4/14)

- ・ 複数自治体間で上水道の水利権を交換することも論理上は可能である。
- ・ 複数自治体間の用途転用は難しいだろう。インセンティブ等、用途転用を推進する仕組みを作るべきである。
同自治体内における用途転用(ex.大阪府の上水道と工業用水での用途転用)は比較的容易だが、複数自治体間での用途転用は自治体間の調整が主な決定要因であり、河川管理者の権限外のことである。(河川管理者)
- ・ 資料からは、上水道と工業用水とで供給可能量と実績の間には、20m³/s程度の乖離が存在すると読みとれる。新規需要が発生した場合、この大きな余裕量を抱えているのだから、新規需要が発生したとしても計画中のダムも必要ないことを示唆していると考えて良いか。
表の見方として、供給の近年の実力評価したものとして、大阪、兵庫の工業用水についてはある程度の余裕があるが、水道の方については余裕がない理解している。(河川管理者)
- ・ “近年の実力評価”については重要な部分であり、データと算出方法を明記して欲しい
近年の実力評価については、過去何回か説明しているように、水資源は電力等とは異なり供給量が雨の降り方により変動するものであり、現在の水資源開発施設は雨の多い時期を前提として計画されているため、近年、雨があまり降らないとすると供給量は減少する。それを“近年の実力評価”と言っている。(河川管理者)
グラフには計画・工事中のダムの水利権量を追記し、それらを含めて議論すべき。また、近年の実力評価について、計画工事中のダムの計画された時点での実力評価を追記し、対比する形でなければ総体としての議論はできない。

<水需要管理協議会> (4/14)

- ・ 協議会は水需要の精査・管理を実現するために必要だが、そのイメージや方向性を明確にすべき。

<既存水源(ダム等)の効率的運用> (4/14)

- ・ 効率的な水源操作を検討すべきである。

<議論の進め方、利水部会の論点について> (3/27)

- ・ 「水需要管理」の意味するものは、具体的に議論を進めることによって見えてくる。ポイントは、工事中・計画中のダムに予定されている新規開発水量の妥当性の検証、水資源開発基本計画(フルプラン)を委員会としてどう扱っていくか。
- ・ 「ここまで書いてほしい。なぜ書けないのか」という議論を今後していくことが重要だが、その時に、データを全て挙げて議論するのは困難。一番重要なのは、部会としての判断、考え方を出すことではないか。
- ・ 需要構造の把握から始めるべき。過去のデータをもとに需要と供給のバランスや水利権量と実際の需要量の関係を、慣行水利権を許可水利権に切り替えるための仕組みづくり、ダムの是非について委員会としてどう捉えるのか等を検討すべき。
- ・ 水需要など具体的なデータに基づいて議論すべき。また、開発された水資源が有効に機能しているか、実態との乖離を把握した上で水利権の見直すべき。そうすれば環境流量についても何か言えるようになるのでは。

<委員会活動に対する提案> (4/14)

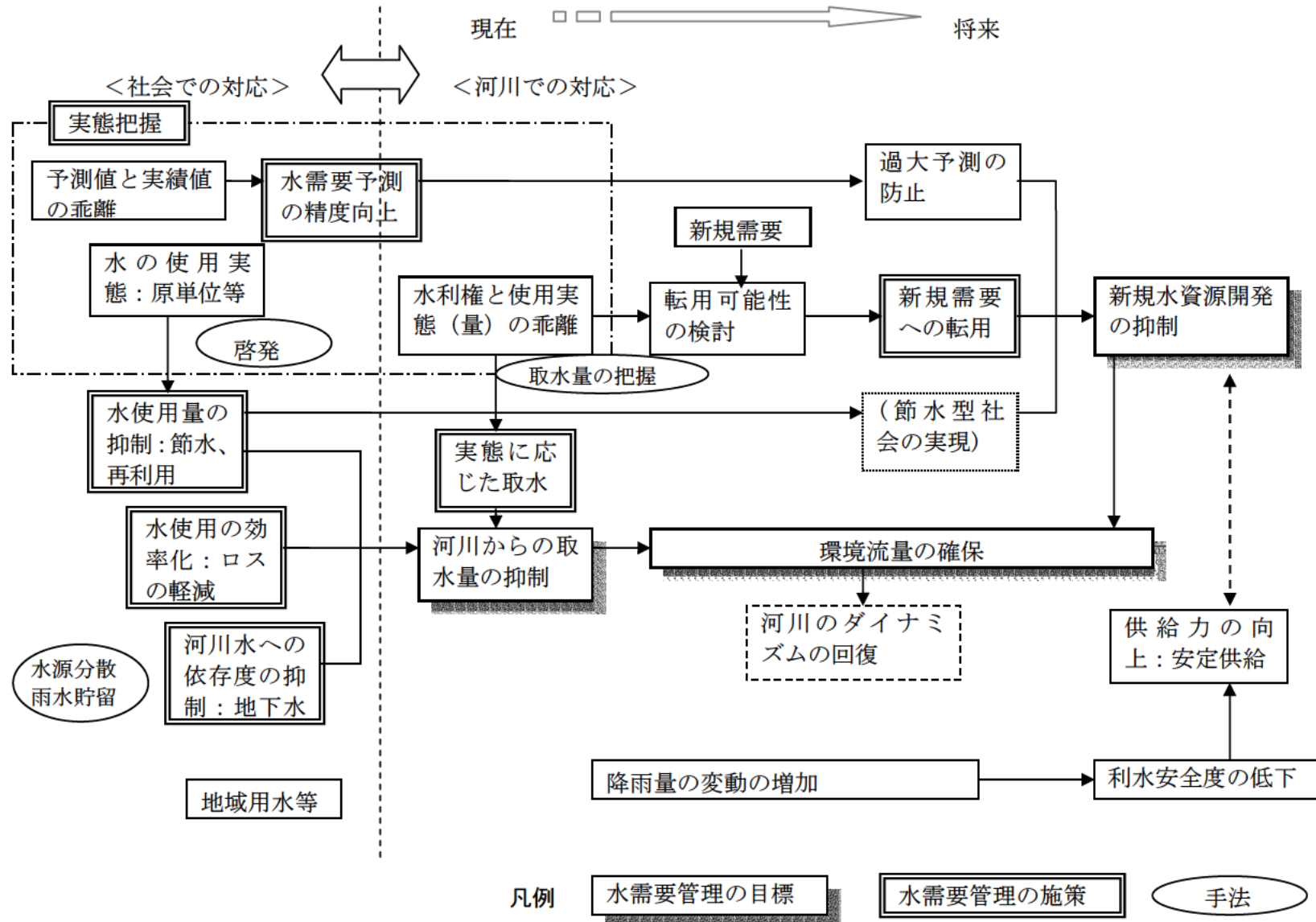
- ・ 水需要予測に関して、現在は供給側からの視点しかない。消費側の実態を把握するために、委員会でアンケートを実施してはどうか。

(2) 利水部会における今後の検討項目(案)(第1回利水部会検討会(6/7)資料2-3より)

説明資料(第1稿)の内容		利水部会の議論	
4章 河川整備の方針	5章 具体の整備内容	今後部会で議論する項目(案)	これまでの説明
<p>4.4 利水</p> <p>(1)水需要の確認 今後の水需要を利水者に確認し、厳正に吟味する。</p> <p>(2)水利権の見直しと用途間転用 現行の水利用の実態や渇水に対する安全度(利水安全度)を踏まえるとともに、水環境維持・改善のための新たな水需要等を含め、水利権の見直し、用途間転用等の水利用の合理化に努める。</p> <p>なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の環境機能に配慮する。</p> <p>(3)既存水資源開発施設の再編と運用の見直し 取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等を踏まえて、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図る。</p>	<p>5.4 利水</p> <p>(1)利水者の水需要の精査確認(利水-1)</p> <p>(2)利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価を踏まえて行われるよう関係機関との連絡調整を実施(利水-2) 大阪臨海工業用水道 大阪府営工業用水道 尼崎市営工業用水道</p> <p>(3)農業用水の慣行水利権について、水利利用実態把握、法定化の促進(利水-3)</p> <p>(4)既存水資源開発施設の効率的運用による渇水対策の検討・実施 1)効率的な運用(実態に基づく下流確保流量の見直し)の実施 桂川 日吉ダム(利水-4) 2)効率的な運用の検討 木津川 室生ダム(利水-5)</p>	<p>追加すべき項目は何か</p> <p>・節水や雨水利用の促進など住民が行う対策の促進、支援等の検討(河川管理者ができることの具体的提案)</p> <p>・環境流量について:検討の方向性、調査事項(利水面から見た)</p> <p>・今後の水供給力に関する考え方の整理</p> <p>水需要の精査確認にあたっての考え方</p> <p>・河川サイドとしての考え方</p> <p>精査確認結果が示された場合、どのようなポイントで検討すべきか</p> <p>用途間転用にあたって、基本的な考え方の整理</p> <p>・整備内容シート、利水-2右図、第3回利水部会資料の検討</p> <p>農業用水に関する水利用実態把握の方向性</p> <p>・整備内容シート、利水-3右表の検討</p> <p>既存水資源開発施設の再編と運用見直しの方向性</p> <p>・基本的な考え方の整理</p> <p>・5/16委員会資料の検討</p>	<p><水供給の実力> 第7回委員会、利水部会等で説明</p> <p><水需要予測について> 考え方については第7回委員会で大阪府が説明済み 今後の水需要予測については、利水者と調整の上、委員会へ提示予定(1~2年を目処)</p> <p><水利権の見直しの考え方> 利水部会で提示:水利権と取水量の乖離と転用の可能性、用途間転用の課題等 ダムに関する見直し案で提示:既施設群の連携、容量再編</p>

説明資料（第1稿）の内容		利水部会の議論	
4章 河川整備の方針	5章 具体の整備内容	今後部会で議論する項目（案）	これまでの説明
<p>(4)水需要の抑制 利水者、自治体等関係機関、住民と連携して、水需要を抑制するための具体的方策について検討する。</p> <p>(5)渇水への対応 近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下を踏まえ、渇水等の発生時の被害を最小限に抑える対策として、渇水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる。</p>	<p><u>猪名川 一庫ダム</u> <small>(利水-6)</small></p> <p>(5)従来、<u>渇水時のみ開催していた渇水対策会議を、平常時からの水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整</u> <small>(利水-7)</small></p>	<p>具体的方策を協議できる組織への改正の方向性 (水需要管理協議会の具体化)</p>	

参考資料 1 水需要管理の目標、施策等のイメージ（第3回利水部会（4/14開催）資料2-1より）



4 住民参加部会

(1) これまでの主な意見・やりとり内容(第5回部会まで)

1) 計画策定・推進(4.1、5.1)

全般

・流域全体で対応すべき部分については、住民が関わっていくことを明記すべきである。： 第3回住民参加部会(030411)

・提言は総括的に書いているが、河川管理者は自分達の河川管理業務を想定して述べているので合わない部分が出てきている。そこに留意して、提言の理念が活かされているか、またはどう活かすべきかをより具体的に詰めていくべき。： 第5回住民参加部会(030527)

情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

<住民との連携・協働等について>

・住民との連携は、計画の策定時においてもその後の実施段階においても一緒にやっていくということだと思う。先日のダムの説明では、見直しに1、2年という数字が言われていたが、その数字は例えば委員会の環境の専門の委員などに環境への影響調査にかかる期間を聞いた上で出た数字ではなかったと思う。まだ行政だけで何でもやっぺいこうという意識が根強いように感じるが、それを変えないと住民との連携は進まない。： 第5回住民参加部会(030527)

この住民参加部会では、今まで行政が管理してきた河川行政をどれだけ住民自治に移行していけるかを議論している。河川管理者も、今までの河川の管理という考え方から住民自治を活かした管理、或いは改善といった考え方に転換すべきである。： 第5回住民参加部会(030527)

・環境評価法の住民参加の規定では、説明会と公聴会は分けられている。主に情報提供を行う会と意見を聴く会では性格が違う。説明会をもって住民参加とすることはできない。： 第1回住民参加部会(030224)

・上流、中流、下流の流域住民の話し合いや交流等の参加のあり方も検討してほしい。： 第2回住民参加部会(030327)

<人材育成について>

・住民といっても、関心の高い層から無関心層、利害関係者、有識者、市民団体など多様であり、それぞれ参加の性質が違うので、参加者の類型毎に参加の手法を整理する必要がある。また、集まった住民意見も、利害の対立等が絡み単純には処理できない。これを整理し判断するには、評価手法を知る人材が河川管理者と住民との間に入る必要があり、そのような人材の養成についても考えておく必要がある。： 第1回住民参加部会(030224)

・相反する利害が発生する場合の合意形成は、信頼と安心が基礎となるので、河川管理者と住民との間をつなぐコーディネーターの能力や人間性が重要なファクターとなる。： 第1回住

民参加部会 (030224)

ハードな視点だけではなく、ソフトな部分の人材育成についての視点も、是非加えてほしい。:

第3回住民参加部会 (030411)

・住民や子供達が行う環境調査については、データが不足しているから協力を仰ぐということだけではなく、主体的な意見形成のためにそのプロセスに参画することの大切さを認識してほしい。そのような参加を排除するのではなく、かかわることこそが大事だ。: 第3回住民参加部会 (030411)

河川レンジャーのあり方について

・説明資料(第1稿)5.1.2で、地域の自然等に詳しい団体等から人選した河川レンジャーに河川・環境学習指導等を試行的に依頼、とあるが、まず河川整備計画における河川・環境教育の目標を明確にする必要があり、そのうえで、その目標を理解した人材の育成が必要になる。節水を心がける、川を汚さないようにする、またはダムや狭窄部の問題を考えてもらえるような環境教育でなければ河川整備計画の中で行う環境教育にはならないだろう。間に合わせて人材を選ぶのではなく、目標に合った人材を育成する仕組みやその支援制度などについても考えていかなければならない。: 第2回住民参加部会 (030327)

河川レンジャーを制度として位置づけ、国が人選するのがよいかどうかは疑問である。河川レンジャー制度を導入する前のプロセスとして、実際に参加の試みを進めていく中から住民をまとめ提案ができるような人が出てくる必要がある。: 第2回住民参加部会 (030327)

住民との協働を担保するのが河川レンジャーと拠点というだけでは足りないと思う。事業アセスメントの手続きを見直し、住民が参加し、その努力が活かされる仕組みや体制を行政側からつくるべきだ。例えば、現場で使える住民参加の手引きを作成することを事業として盛り込むだけでも効果があるだろう。まず住民が実績をつくれる状況づくりをして、結果的に河川レンジャーになる人が出てくるべき。: 第2回住民参加部会 (030327)

皆に川のことを教える、整備計画についての提案もしてくれる、皆の合意もつくる、そういう河川レンジャーが信頼を勝ち得るには行政ではなく住民から信頼されるべき。それは実績から生まれる。: 第2回住民参加部会 (030327)

運動している人は地域社会の中では特殊な人と見られ地域からの信頼は得られにくい、マスコミや行政からはよく見える。行政からの信頼も必要だが住民からの信頼がなければ実際には成り立たない。: 第2回住民参加部会 (030327)

地域に住む人は、省庁の縦割りの中で生きているわけではない。したがって河川レンジャーを河川整備計画をきっちり専門的に語れるというように限定しない方がいいと思う。: 第2回住民参加部会 (030327)

河川レンジャーは個人だけを想定している訳ではない。複数の人々、NPO(新設含む)等も視野に入れて検討すべき。: 第2回住民参加部会 (030327)

ある運動をしている団体に定常的に業務を委託する場合、パートナーシップと言いながらも外からは癒着のように見えてしまうことがある。その団体なり個人なりの仕事を毎年評

価する仕組みも必要である。： 第2回住民参加部会(030327)

河川管理者もまず試行から始めるとしているように、あまり固定せずに試行錯誤しながら、進化させていくのがよい。： 第2回住民参加部会(030327)

・治水・防災に関しては、河川レンジャーのことが出てきていないが、中間とりまとめで出していた河川レンジャーの役割の半分は治水・防災に関することである。第1稿では計画策定のところに主に河川環境や環境学習という役割で記されているだけだが、この河川レンジャーや流域センターの位置づけについて再考してもらいたい。： 第5回住民参加部会(030527)

第1稿では環境学習について触れているだけだが、この役割だけではないと考えており、第2稿では具体的にどのような方々にどのような事をお願いするかを記載すべく現在詰めているところである。(河川管理者)： 第5回住民参加部会(030527)

河川レンジャーや流域センター設置検討会といったものをつくり、そこで具体化に向けた検討をしてはどうか。河川レンジャーの養成や処遇等についても考える必要がある。委員会の委員だけでなくオープンでこの検討会を行い、皆で考えて具現していきたいと考えている。： 第5回住民参加部会(030527)

この資料2-1 補足に書かれている内容はビジョンとして大切だが、実態を調査することも必要だ。既に水防団がある、あるいは自治会の中に堤防委員がいる等があれば、それをうまく活かして流域センターにもっていきべき。水害の知恵も調査して残すことができる。調査はデータよりもプロセスが重要であり、調査に関わる中で本気になる人が出てきて河川レンジャーの主体になっていくという過程があることが大事だ。それをソフトのプログラムとして組んでほしい。： 第5回住民参加部会(030527)

河川レンジャー制度の運用をどのくらいの細かさでやるのか、ということまできっちり詰める必要がある。また、防災に関してだが、地域の災害の記憶は完全に断絶していることが多い。消防訓練のように、学校と連携して、地元を良く知る水防団の人に話をしてもらう等を検討してほしい。： 第5回住民参加部会(030527)

河川レンジャーの名称について

・用語についてだが、河川レンジャー等の横文字は一般には理解しにくいので、誰にでもわかるような言葉に直すべき。また、レンジャーには管理するという意味合いが強いので、この場合適切なのかも検討すべきだ。： 第2回住民参加部会(030327)

これは新しい概念であるので、河川レンジャーは仮称とし、その正式な名称も含め、あり方や役割等を河川管理者やNPO等様々な主体が関わって検討し、つくりあげていくことが必要だ。名称については、住民による自主管理の役割もあることも踏まえて適切な言葉を探さなければならない。： 第2回住民参加部会(030327)

できれば先に名称を固定した方がよいが、その際「川守り」のような子どもからお年寄りまでわかる親しみやすい言葉にすべきだ。： 第2回住民参加部会(030327)

河川レンジャーの活動拠点について

・整備内容シート(第1稿)で計画1、計画2を出していただいているが、この内容では地域社会へ入り込むような視点が不足している。河川レンジャーの拠点のイメージが、地域から見た専門家がない「アクア琵琶」等であることに河川管理者側の勉強不足を感じる。例えば琵琶湖ならより地域に密着した拠点が他に幾つも存在する。： 第2回住民参加部会(030327)

提言を踏まえながら、より具体的でわかりやすいものを目指して整備内容シート(第1稿)を用意した。この内容をまた審議していただき、検討したうえで試行を重ねて本格的なものにしていきたい。また、この試行の際の活動拠点を考えるにあたり、現在実際に活用し得る具体的な施設の名を記した。(河川管理者)： 第2回住民参加部会(030327)

各流域で既に行われている活動はたくさんあるので、そのような活動の拠点やネットワークを参考にすれば、自然と具体的なイメージも出てくるのではないかと。立派な拠点がなくても、様々な連携軸をつくりネットワークを広げている例から学ぶことで、拠点論も出てくるだろう。： 第2回住民参加部会(030327)

拠点の問題も含め、仕組みを考えるよりもまず必要性をつくるのが大事ではないか。必要性をつくれれば形はできる。： 第2回住民参加部会(030327)

最初からパーフェクトなものを求めても簡単にはいかない。まず、出発点として何らかの基本を置いておくべき。： 第2回住民参加部会(030327)

琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)等の協議会について

・住民参加は、信頼と安心を得るための作業であり時間をかけて行わざるをえないことを十分認識してほしい。協議会については、ただ箱を作れば良い、会議だけを作れば良いという考え方をしないようにしてほしい。また、「環境」や「学識経験者」など、協議会を説明する言葉の定義まできちんと共有できるようにしてもらいたい。： 第3回住民参加部会(030411)

既存の組織に住民代表を参加させるだけで、住民参加が実現できるとは思えない。協議会のあり方や、構成人員、意思決定方法などのガイドラインを流域委員会で定義すべきではないか。： 第3回住民参加部会(030411)

箱物も、住民の交流の場という面から必要であり、拠点づくりはやってもらいたい。また、継続的に、住民との仲介役となる人材等にも予算を割いてほしい。： 第3回住民参加部会(030411)

どこか場所を決めるのではなく色々な所に拠点を、個人宅等も含めて既存の施設も活用しながら作っていくという発想が重要。： 第3回住民参加部会(030411)

様々な協議会は、問題点を協議するだけではなく、どのように持続的に住民の声を聴き続け、またそれを計画等に反映させるかということも協議項目の一つにすべき。： 第5回住民参加部会(030527)

・淀川水系流域委員会の提言の理念や精神、考え方がここで述べられている各種の委員会や協

議会にどこまで受け継がれるか心配している。河川管理者はどのように考えているのか。:

第5回住民参加部会(030527)

各種委員会等で行われている協議の内容や状況、その決定を、また、協議がうまく進まない場合には問題点を、この流域委員会に報告し、助言をしていただきたいと考えている。

(河川管理者): 第5回住民参加部会(030527)

・官民一体の人のネットワークが基本と思う。平常から意見交換し問題点を確認しあうこと、そしてそれを次の世代につなげることが大切だ。各地で組織を動かしている人たちをどう横でつないでいくかが課題である。: 第5回住民参加部会(030527)

協議会や委員会に住民の代表を入れるだけでなく、関係住民が誰でも参加できる開かれた流域フォーラムのようなものが協議会等と並列して設置されることで住民参加は機能するのではないか。: 第5回住民参加部会(030527)

2) 環境分野 (4.2、5.2)

環境全般

< モニタリング等について >

様々な箇所に出てきているモニタリングやアセスメントには、全て住民の参加が必要である。環境・利用部会が出た意見として「モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある」とあるが、生物について詳しい住民だけが参加できるのではなく、誰でも参加できるという新しい考え方を浸透させるべき。その方法や仕組みをつくっていかなければならない。また、モニタリングをして絶滅危惧種が見つかった場合、結局それを移植して終わりになりがちだが、大事なはその生育環境なので、種だけ移植しても意味はない。： 第5回住民参加部会 (030527)

住民側に継続性があるかということを開発側、河川管理者側は気にしているのではないか。その意味では、住民は継続的に関わるべく努力すべきである。あるいはそのためのシステムを考えなければならない。(部会長)： 第5回住民参加部会 (030527)

水質

< 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)について >

・説明資料(第1稿)に記載されている水質管理協議会で行うべきことの中身をはっきりしたほうがよい。5番目として、「自治体間等での連携を進めるため、どのような施策を行うべきかを検討する」と明記してはどうか。： 第3回住民参加部会 (030411)

・5.2.4の水質管理協議会の設立の項で、「住民代表」と書かれているが、この場合の住民とはどのようなことを考えているのか。また、積極的な住民参加という言葉も書かれているが、5.1.2では住民との連携・協働という言葉が使われており、参加と協働では内容が違う。： 第5回住民参加部会 (030527)

これまで流域の水質管理協議会では関係自治体等だけで水質管理をやっていたが、なかなか浄化が進んでいない。そこで、住民の協力を得てやっていく必要があると考え、住民が参加できる仕組みとして、この協議会に住民の代表の方に入ってもらいたいことを考えている。(河川管理者)： 第5回住民参加部会 (030527)

既存の組織に住民代表を入れるだけで実際に住民参加として機能するかは疑問である。協議会に住民の代表を入れるだけでなく、公聴会やヒアリング等を実施して住民と積極的に連絡をとり、住民と相談しながらやっていくことが必要。： 第5回住民参加部会 (030527)

地域の人たちにとって、川が汚いかきれいかというのは水の透明度や生き物がいる等の視覚的情報が大きく影響しており、CODやBODという行政や研究者の指標とは違った認識の仕方がある。人々に関心をもってもらうきっかけや情報がどのようなものかについて部会から具体的に提言することも大事だ。： 第5回住民参加部会 (030527)

琵琶湖辺で蛍を取り戻そうという試みをしているが、これには水質も生態系も含まれている。水質や生態系をよくしましょうというより、蛍がたくさんいる川を取り戻そうという

方が住民には入りやすい。地域の人がイメージを持てるような呼びかけが大事であり、そのようなやり方を工夫してほしい。： 第5回住民参加部会(030527)

住民が積極的に何かやろうとするためにはビジョンが必要である。参加することでこのように良くなるという直感、あるいは確信がなければ動かない。淀川水系の環境回復を協議するような場にして、そこを出発点にして水質を協議するという流れにしないと、このままではきちんとした住民参加はできないのではないかと。： 第5回住民参加部会(030527)

現状では項目ごとに縦割りの協議会が考えられているが、住民は縦割りではないので、縦割りでない参加の仕組みを考えるべき。： 第5回住民参加部会(030527)

河川管理者でできることの範囲内で計画をつくっているのですがこのような縦割りの住民参加になる。提言で出された河川環境自然再生化計画のようなものをわかりやすい指標で示して、河川管理者が音頭をとって省庁も住民も参加してそれに向かって皆で考えるような大きな場を考えてはどうか。まずは学識経験者を含む検討会という形でも良いと思う。： 第5回住民参加部会(030527)

第5回住民参加部会(030527)

5.2.4の4)にある水質事故の防止・対処については、原因が事業者であることが多く対処は行政にしかできないこともある。しかし住民が異変に気づくことからその早期発見が可能になるので、地元の人々の目や五感を取り込むことが大事である。もう一つの汚濁原因である面源負荷については、住民や自治体の意識を変えていく必要があり、ただ協議会に住民の代表を入れてその中で諮るだけでは不十分である。子どもや主婦などが楽しみながら、環境保全に貢献しているという実感を得ながらできるような切り口を見つけなければならない。一方で、正確なデータをとろうとするとそれなりの体制とお金がかかるので、その支援体制や助成制度等があることが望ましい。： 第5回住民参加部会(030527)

河川管理者は、河川を流域としてとらえず、もっと広い面として捉え、川に関わる間接的な行動にも目を向けて、そこにいかに住民が関わっていくべきか、という視点から見て欲しい。(部会長)： 第5回住民参加部会(030527)

<水質改善について>

- ・アメリカでは、たとえば水質の改善計画が詳細に書かれたプログラムが存在し、年の間でこれだけ回復する、そのためにこのような作業をする、ということが書かれていて、その手法について住民参加で意見を聴くようになっている。その場合、例えば4つ程代替案があり、それぞれについて環境アセスメント、費用便益分析をした上で住民の意見が聴かれるので、住民も判断がしやすい。計画という概念についてどう考えるのか、水質改善のために単なる組織を考えるのか、アメリカの例のような実行プログラムを考えるのかが問題になる。： 第5回住民参加部会(030527)

3) 治水分野(4.3、5.3)

治水全般

・ダムの説明には代替案の説明もあったが、治水の部分ではそれがない。代替案の検討はあったのか。： 第5回住民参加部会(030527)

今回堤防強化を一つの柱としているが、従前の考え方では不十分であったのでこのようになった、という説明をさせていただいた。この従前の考え方というのはある意味代替案であったと理解しているが、まだその他の代替案もあるので、それについては整備内容シートを充実させて示していきたい。(河川管理者)： 第5回住民参加部会(030527)

専門家でない住民は一つの案だけ出されても意見が言いにくい、いくつかの代替案があって比較すると言いやすくなる。また、説明の際に急にパワーポイントを見せられるより、計画書の中で代替案を書いて説明している方が意見を言いやすい。： 第5回住民参加部会(030527)

説明資料と整備内容シートの両方を使って住民の方々に説明していく考えであり、代替案が考えられるものについては整備内容シートの方に記載していきたい。(河川管理者)： 第5回住民参加部会(030527)

・現在の河川では、ゴルフやバーベキューなどができるため、「恐ろしい」という観念はなくなっている。そのような住民の認識を招いたことに対し反省の言葉が整備計画にあるべきではないか。： 第5回住民参加部会(030527)

4) 利水分野 (4.4、5.4)

< 水需要の精査確認 >

- ・治水もそうだが、利水は加害者と被害者の関係がはっきりしており、論点もはっきりしているので、その論点を徹底的に議論できる仕組みをつくらなければならない。また、ダムについて治水でも利水でも何も記載されていないが、それぞれに関する部分を明確にしないと議論ができない。利水については、精査確認のやり方からその結論までを示した上で、関係住民と行政、自治体との議論の場をつくるべき。： 第5回住民参加部会(030527)

< 水需要の抑制 >

- ・蛇口の向こうにあるのは水道局でなく川であり、自分達が流した水も川に行くことを住民に意識させ、湧水対策や水需要の抑制に参加させる取り組みが重要だ。河川レンジャーはこのような取り組みもすべき。： 第5回住民参加部会(030527)

5) 利用分野 (4.5、5.5)

水面

・5.5.1の淀川水面利用協議会のところには、住民の参加について書かれていない。既存の淀川水面利用協議会には住民の代表が入っているのかもしれないが、そうであるならどのような方が入っているのか知りたい。また、協議会を通して住民参加をするということなら、その活動過程でどのような住民参加が行われるべきかをここに入れるべき。： 第5回住民参加部会(030527)

既存の組織に住民がどのような形で参加しているのか、今はわかりかねるので、確認してまた報告する。(河川管理者)： 第5回住民参加部会(030527)

・水面利用協議会と河川利用委員会の関係はどうなるのか。： 第5回住民参加部会(030527)
水面利用は水上でマリンスポーツ等を行う利用、河川利用は河川敷の利用として区別している。： 第5回住民参加部会(030527)

河川敷

<方針>

・グラウンド等をつくって防災の気持ちさえ失わせたという反省に基づくなら、4.5.2の(1)の最後の4行「しかしながら、一方では、住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する要望が強いため、河川敷の利用についてはこの案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする」は削除すべき。そうしないと住民参加の水質モニタリングや環境のモニタリング、アセスが生きてこない。： 第5回住民参加部会(030527)

その部分は環境面から見た利用、あるいは狭い日本の土地利用の問題としてなど、幾つかの議論があると思うので、河川管理者に判断してもらわなければならない。その結果出た第2稿に対して、また意見を言ってもらいたい。(部会長)： 第5回住民参加部会(030527)

<河川利用委員会について>

・地域毎に河川利用委員会を設置し、案件毎に意見を聴くということだが、その際 公園の付近の人の意見だけではなく、自然保護団体の意見も聴く等が必要ではないか。： 第5回住民参加部会(030527)

河川利用委員会は、利用の申請が出された際にその是非を検討するものであるが、環境、都市計画の専門家の方々や流域の自治会の方に参加して頂き、申請者と河川管理者は入らず委員会が住民に意見を聴く形を考えている。このことについては第2稿でまた委員会に諮りたい。前回“保全”がないという意見があったので、名称の変更も考えている。(河川管理者)： 第5回住民参加部会(030527)

6) ダム(4.6、5.6)

<ダムの必要性について>

- ・利水目的が治水目的に、そして環境保全目的に、とダムの必要性の根拠がころころ変わることに、住民は不信感を抱く。必要性を誰がどう決めるのか、という疑問が出てくる。また、これまで水の使い捨てが社会が構造的につくられてきたが、水は使いまわせば10が100にもなる。このことも考慮し、水政策や水哲学がこのダム議論の中に入ると、社会の信頼も少しは得られるのではないかと。： 第5回住民参加部会(030527)
- ・精査確認ができていない状態で、既設ダムの目的を変更してまで新設ダムを推進しようというのはおかしい。また、ダムの建設コストについては住民によく説明し、それだけのコストをかける必要性を納得してもらえようでなければならない。： 第5回住民参加部会(030527)
- ・先日のダムの説明で代替案の説明もされていたが、その代替案の説明のプロセスが簡単すぎて納得できるものではなかった。また、費用効果分析は出されていたが、費用便益分析も必要である。費用効果分析では、既に投入された用地買収費や工事費は参入されていない一方で、代替案の方は新たにかかる費用を出して分析していた。ダムの寿命による償却費等の説明もなかった。環境に対する影響については、ダムをつくるとこれだけ環境に良いという説明はあったが環境に悪い面の方はあまり説明されなかった。もう少し公平で丁寧な、客観的に判断できるような説明がないと誘導のようになる。： 第5回住民参加部会(030527)

<住民との合意、連携等について>

- ・ダムの場合、既に技術が確定していてプロセスが見えているが、例えば遊水地は目に見えないところでの地道な苦勞の結果つくられてきた。住民参加は行政組織の中で評価されずしんどいと感じているが、それは努力した成果が見える、物ができたということを好む日本社会の価値観に問題がある。目に見えない苦勞を評価する行政システムや社会とならなければならないことを行政の担当者も理解してほしい。： 第5回住民参加部会(030527)
- ・提言には、ダムの建設について住民の社会的合意ということ述べているが、第1稿にはこの言葉がない。なぜ欠落したのか教えてほしい。(部会長)： 第5回住民参加部会(030527)
ダムに限らず全てにおいて、住民の合意を得て実施していくことを前提としている。「妥当と判断される場合に実施する」と書いているが、それは住民の社会的合意が得られているかを踏まえて判断することだと認識している。(河川管理者)： 第5回住民参加部会(030527)
- ・川上ダムの見直し案の説明で、これまでの経緯から地元の合意を得るのは不可能である、と想像で簡単に決め付けていた。少なくとも住民の意見を聴いてから、その結果、やはり難しい、という表現にすべきだと思う。(部会長)： 第5回住民参加部会(030527)
- ・全てのダムが見直し、検討になるとの説明があったが、その際河川管理者が見直すだけでなく、住民が参画して一緒に見直すことが必要だ。： 第5回住民参加部会(030527)

(2) 住民参加に関する委員会・他部会での意見(第5回住民参加部会(5/27)資料2-2より)

1. 計画策定、推進(4.1、5.1)

第18回委員会(2003.2.24開催)

計画策定

- ・質問4との関係でお伺いするが、河川整備計画(以下、整備計画)については、行政評価法における評価の対象となるのか。また、これに基づくパブリックコメント(意見募集)を実施する予定はあるのか。

整備計画は行政評価法における評価の対象となる。説明資料(第1稿)に記した、整備計画策定後に計画のチェックや見直しを行う組織でパブリックコメントも含めて実施していきたいと考えている。(河川管理者)

河川管理者が行った説明会について

- ・先日参加した説明会では、文書での質問に対する回答が主で、参加者の生の声を聞くことができていなかった。参加者との質疑応答や意見交換の時間を確保すべき。
- ・テーマ別、年齢別、少人数の対話形式、利害の相反する人たちとの議論など、河川管理者も様々な形での意見聴取を試みて委員会に報告して欲しい。
- ・住民と河川管理者とのやりとりだけでなく、意見を発表された方同士でも意見交換すべき。立場の違う人の意見を知ることで、議論が深まっていくだろう。
- ・沿川自治体に個別に説明をされているとのことだが、自治体によって、参加している部局に偏りが見られる。農林や都市計画関連の部局などにも幅広く呼びかけているのか。
様々な部局から参加が得られるよう要望は出している。今後、より多方面の部局が参加していただけるのではないかと期待している。(河川管理者)
- ・住民だけが匿名で意見を言うのはおかしい。個人が責任をもって、名前と所属を載せて具体的に意見を言うようにしなければ、同じ土俵で対話はできない。
- ・地域住民に対する説明会では、河川整備によってその地域がどう変わっていくのかを示すなど、その地域の実情に即したわかりやすい説明をお願いしたい。
- ・一般意見の聴取・反映に関しては引き続き住民参加部会で検討し、できるだけ早く河川管理者の参考になる様にまとめて示す必要がある。(委員長)

第21回琵琶湖部会(2003.1.29開催)

- ・資料3-3(「説明資料(第1稿)に関する意見聴取状況について」)には、「関係住民」や「一般住民」等の表記が混在している。関係住民といってもどこまでの範囲なのかははっきりせず、このままでは誤解が生じる恐れがある。「住民」という言葉について統一的な表記と解釈が必要ではないか。

表記の混在については、「住民」という言葉で統一する。(河川管理者)

- ・自治体に向けた説明会には、自治体のどういう部署の方が参加されたのか。
河川管理者と関係深い建設関連の部署を窓口に、できるだけ多くの関係部局の方々に集まってもらえるように呼びかけていただいたが、自治体によって出席した部署、関

係者の数に差があった。(河川管理者)

自治体ごとに出席者に差があると情報の伝達に濃淡が出るうえ、必要な情報が関係各所に十分伝わらない可能性がある。自治体関係者には幅広く伝えてほしい。

説明会は今後も継続していく。できるかぎり多くの参加を呼びかける。その場での質疑応答だけでなく、後日文書でも質問を受け付けているので、意見は自治体を代表した市長や村長の名前で出されると思われる。(河川管理者)

- ・ 住民意見の聴取は、例えば組織で働いている人としての意見と、個人としての意見で違ってくこともある。そういう部分に配慮する必要があるのではないか。
- ・ 「住民」という言葉の定義はその時々によって曖昧であり、意識的に積み上げていくことが委員会の課題である。また、自治体問題については、地方自治の観点から自治体の直轄区間の河川整備について、あまり国の機関から強い圧力をかけることはできない。上からの押し付けではなく、地域から盛り上げていく方向で考えなければならない。

<説明資料(第1稿)(資料3-1-2)について>

- ・ 説明資料(第1稿)には、部会で議論のあった、子供達への河川・環境学習の推進に関する施策が盛り込まれていない。
p3の河川レンジャーに関するところで、現段階では「環境学習の指導等を試行的に依頼」と記述するにとどまっている。

第21回琵琶湖部会(2003.1.29開催)

委員会、部会が行う試行について

- ・ 提言内容と河川管理者の整備計画の対応がわかりにくい。提言に多く記した住民参加の部分について、説明資料第1稿の中でどう書かれてあるのか、一度整理していただきたい。また、住民から意見を聴取するに際しては目的意識をもって取り組まねば、無限に意見を聞き続けてもまとまらない。

住民への情報公開や地域との連携について、資料に記載していることは少ないが、ソフト対策は、整備計画に当然含まれている。住民意見の聴取・反映方法については整備計画を策定する際のプロセスなのであり、整備計画自体に位置付けることはできない。(河川管理者)

治水や利水については、住民参加型のシステムをつくる等のソフト対策を行うべきだという議論を何度もしてきた。その部分も河川整備計画に含めるべきではないか。

- ・ 住民同士の対話がうまくいかなかった要因として役所が仲立ちしてきたことがあげられる。ダムや河川利用など具体的なテーマについて、住民同士(例:上流と下流)が対話できる環境を整えることが重要である。委員会としてやれることがあるならやってみよう。住民意見の調整役となる河川レンジャーが担うべき役割も明確化しておく必要がある。

サイレントマジョリティといわれる層の方は、日々の暮らしの中で水や河川のことをあまり意識していない。切実な想いを持っている地域の方から意見を聞くことは容易だが、無意識な層から意見を聞くのは難しい。日常それほど問題のない所で、もし蛇口がとまったら、洪水が起きたら、といった意見を聞くための見通しを立てる必要が

ある。住民同士では必ず意見が分かれる。お互い立場の違いを超えて何ができるのかを考えるべき。住民同士のコミュニケーションの場を作る試行は必要だと考える。

- ・ 琵琶湖部会が、まず試行を行うべきだ。農業者や漁業者、林業の後継者など、今まで盲点になっていた若い世代の人達から意見を聞くことが必要である。
- ・ 地域の再生をキーワードに、子供の意見を集めて、世界水フォーラムに持ち込む という取り組みを行っている。ある意味、それが試行となり得るかもしれない。一人一人の委員が、それぞれのフィールドで試行を行い、その結果を意見聴取グループに伝えるのが委員としての責務なのではないか。
- ・ 試行とは別に、河川管理者が主体となって、実際に意見を聴取・反映するためのフォーラム等をつくるのはどうか。

2. 環境分野（4.2、5.2）

全体に関する意見

第4回環境・利用部会（2003.4.17開催）

<具体化に向けてのプロセス>

- ・次回の部会では、整備計画後にモニタリングなどを行う委員会は住民や地域が主役となる継続的な委員会でなければならない。この委員会を実現化していくプロセスについて説明頂きたい。

自然環境について

第4回環境・利用部会（2003.4.17開催）

<自然環境を回復する際の基準について>

- ・河川管理者の法的な権力によってさまざまな基準を守らせていくのには限界がある。法律の基準にはない「飲める水」や「魚が棲める水」といった生物指標を達成していくためには、住民活力の利用や企業との契約等の手法による工夫が必要だ。また、河川管理者だけでは達成できない目標は、各官庁や企業で共同体（コンソーシアム）をつくり、流域全体を統合的にマネジメントしていく必要がある。

第3回環境・利用部会（2003.4.10開催）

言葉の定義について：提言が目標としている「1960年代前半」とは？

- ・提言では、今後の河川整備にあたっては、1960年代前半を目標として強く意識することが重要だと提言しているが、これだけでは不十分。「人間や生物が許容できる範囲内で、ダイナミックに変化する川」というのがひとつの基準になる。実験を行って目標となる基準値を見つけていく必要がある。

モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある。

住民参加の反映について

- ・具体的な整備内容シート 環境 - 12 野洲川の河川形状の改善整備に関して。フローチャートを見ると、河川管理者が一方的に整備を進めていくように見える。住民参加など提言の理念が反映されていないのではないかと。もう少し、詳しく書くべき。

まだ検討すら行っていない段階である。「検討」から「実施」に移す段階で、委員会や住民に意見を聴いて実施していく。（河川管理者）

- ・本流域委員会は規模が大きすぎる。地先の具体的な整備内容に関しては、河川ごとに委員会を作り、そこに任せてはどうか。

第2回 環境・利用部会（2003.3.27開催）

- ・「さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む」という提言の理念が反映されているかどうか、お聞きしたい。

十分な記述内容とは言えないが、説明資料（第1稿）の全体を通して、意識している。

例えば、5.1.2の「情報の共有と公開、住民との連携・協働」では、主に河川レンジャーに限定して書いているが、当然、住民団体やNGO、NPOとともに連携していきたいと考えている。(河川管理者)

<住民との連携>

- ・ある物質に対する閾値は生物によって大きく異なるため、基準値は意味がなくなる。そういう意味で、川と密接に関わっている人々の意見を無視しないことが重要であり、早めの対策が可能となる。住民の声を重視した管理をお願いしたい。

住民の自発的な水質モニタリングは面源対策にとって重要である。今提案されている河川レンジャーも水質管理に大いに活用すべき。

水質について

第4回環境・利用部会(2003.4.17開催)

<琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)について>

- ・説明資料(第1稿)には、「琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)を立ち上げて流域内の監視体制や総負荷量管理の実施方策、住民参加を促すための方策等の課題に取り組んでいく」とあり、水質に関する対応をすべてこの組織に投げている印象がある。河川管理者には水質問題に本気で取り組む姿勢が見られない。この協議会をどのようにして具体化していくのか。また、水質汚濁防止連絡協議会や琵琶湖・淀川水質保全機構等の既存の組織との関係を整理する必要もあるだろう。これらの組織の実態も含めて、今後、説明頂きたい。

現時点では、関係省庁と話を詰めて、水質管理協議会の枠をきちんと決め、スタートするという状況にはない。今後、水質管理協議会について河川管理者がどのように考えているのか、また、従来の組織がどのようなことをしているのか等を説明していく中で、ご指摘いただければと思っている。(河川管理者)

現段階では、具体的なところまで決定できていない。説明資料(第2稿)では、できるだけ協議会の内容がわかるような資料を出したい。(河川管理者)

<水質における住民参加について>

- ・住民が河川のことに関心を持ってもらうための環境教育が重要だ。水を汚さないためにそれぞれが家庭でできることに取り組んでもらい、地域の川への関心を持ってもらうことが、やがて住民自らが監視・モニタリングに関与していくことに繋がる。

第3回環境・利用部会(2003.4.10開催)

<住民のオーナーシップ意識の醸成>

- ・河川へのアクセスを良くして、住民が川に親しむ機会が増えれば河川への関心が高まり、地域や住民自らが主役となって水質を含めた河川環境を守っていこうというオーナーシップの醸成が期待できる。そのような方向づけや仕組みづくりあるいは後押しするような取り組みを新しい制度の中で考えてもらいたい。水質だけを切り取って議論しても展望は開けない。また、流域委員会でも実現にむけた方向付けや課題等を示す必要がある。河川管理者だけでは難しい問題である。

水辺にふれあうためのアクセスの整備等は、河川管理者としてすぐに実施できる内容である。人々が集まり、川への関心が高まることで、水質への改善につながる可能性はあると思う。(河川管理者)

<総合的な視点にたった水質管理>

・今までの水質管理は縦割りではあっても必要に応じて最低限必要な部分は連携しあい、統合的水質管理がある程度機能してきた。しかし、環境ホルモン等の問題や、住民の水質に対する意識の高まりや連携は従来の管理のレベルを超えてきている。制度的、仕組み的により積極的な水質管理を位置づけることが今後の課題である。

・身近に流れる川の水質管理はどこもやっていないのが現状。川のそばに暮らす住民が異変に最も敏感である。物理化学分析、生物調査とあわせて住民の協力、参加を求めながら、官民連携して総合的に管理することが望まれる。

環境基準ではない、河川で保持すべき水質目標の設定について

・せめてガイドライン的なものからでも始められないか。事例はある。

河川だけでやるには限界がある。しかし、説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではないか。データを持ち寄り報告するだけではない、協議会の内容、性格が重要である。

基本的にデータの共有化からと考えている。協議会の中にとどまらず、情報を公開し、住民もふくめた多様な意味での専門家との情報共有を重視している。(河川管理者)

モニタリングの実施と展開について

<目指すべき方向と可能性>

・今後、水質のモニタリングや予測という観点に立てば、因果関係の追求のためにデータが求められるようになる。住民参加の観点からも、公定法で計測したデータでなくとも一定以上の精度があれば情報提供していく方向が出てきてもいいのではないか。

琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)について

・説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではないか。データを持ち寄り報告するだけではない、協議会の内容、性格が重要である。(再掲)

・広い分野にわたる人材育成を国土交通省内で行うのは時間的にも難しい。その代替りとして、情報が外部の目にふれることが重要と考える。光ファイバー網の構築など面的な管理が可能となりつつある段階であり、河川管理者と外部との双方向での情報の共有化が重要になってくると思う。水質管理協議会もそのための1つのツールと考えている。(河川管理者)(再掲)

・既存の活動機関との関係について役割分担等が発生するのではないか。中身の具体化がないと判断しにくい。

・身近な河川は自治体が管理している。国はそれを繋ぎ、主導する立場となるべき。

水供給と水質

・循環利用の今、上・下流同じ負担が必要となる高度処理の時代となっていく。他の主体に河

川サイドから「こうして欲しい」と言うためにも河川独自の水質基準は必要である。みんなが欲しい情報を提供し、市民をまきこんでいけばバックアップとなる援助がたくさん出てくるはずである。

利用について

第4回環境・利用部会 (2003.4.17開催)

<利用のあり方、目標>

- ・ 関係省庁との協定や住民参加によって、少なくとも堤防から50～100mの範囲での堤内地(河川の外)の利用規制を検討するべきではないか。
- ・ 泳げる川、遊べる川を実現するためには、親水公園等のハード面の整備だけではなく、しっかりとした安全教育も考えなければならない。
- ・ 瀬田川の水面利用については、国が率先してしっかりとした利用規制をしていくべきだ。説明資料(第1稿)の23ページでは、瀬田川の水面利用については滋賀県の条例との連携を図って規制を検討するとあるが、滋賀県のレジャー利用規制の条例は評価できる内容ではない。むしろ、国が率先して整備計画の中で水上バイク等の利用規制をしっかりと位置づけていくべき。

第3回環境・利用部会 (2003.4.10開催)

高水敷利用(「本来堤内地にあるべきグラウンド等については長期的には堤内地へ移行する」提言の理念を実現するに当たって)

<自治体や住民との連携>

- ・ グラウンド等の高水敷利用を積極的に推
- ・ 進んでいる自治体に対し、「本来堤内地にあるべきグラウンドなどは堤内に戻す」と提言の内容を一方的に押し付けるだけで良いのか。十分な話し合いと合意形成が必要である。
- ・ 流域委員会は、20、30年先のことを考え、自治体は、直近のことを考えている。もう少し将来のことを見据えて考えるように、社会全体に投げかけていくべきではないか。
- ・ 高水敷利用の存続を希望する利用者は社会全体のごく一部に過ぎない。社会全体の大半を占めるサイレントマジョリティとの合意形成も必要である。利用者とそれ以外の人たちとの合意形成を経て初めて本当に理想的な高水敷利用が実現できるのではないか。

<河川利用委員会について>

- ・ 利用委員会の実態が不明確である。委員会のあり方、人選・構成等をどうすべきか意見を出して欲しい。(リーダー)
- ・ 利用委員会は新設・更新については検討を行うようだが、既存施設の見直しはしないのか

する。現在の施設は縮小するのが基本的なスタンスだが、今すぐというのは不可能である。また、新設とは、新たに作るものを、更新は、既に存在するものを指す。既に存在するものを更新する際には、利用委員会にかける、ということをここで述べている。(河川管理者)

- ・ 既にあるグラウンドを存続するかどうか、は利用委員会が判断するのか？
いいえ。利用委員会から意見を聞いた上で、河川管理者が判断する。(河川管理者)
- ・ 利用委員会に河川管理者が委員として入るのか。
河川管理者が意見を聴くための委員会であるので、河川管理者は入らない。(河川管理者)
- ・ 今後、提言の内容を実現する上で利用委員会が重要な役割を果たす。利用委員会という言葉だけが一人歩きしないように、利用委員会の趣旨、実体を河川管理者は早く明確にし、充実させることが重要である。
まだ具体的にイメージは確定していない。次の稿には書きたいと考えている。是非、流域委員会から提案してほしい。(河川管理者)

第2回 環境・利用部会(2003.3.27開催)

河川利用委員会(仮称)などの組織について

- ・ 説明資料(第1稿)で河川利用委員会(仮称)や水面利用協議会等利用をコントロールする組織について述べられているが、まず、このような組織を設置するのかということ、そしてその位置づけや名称について先に議論をまとめた方がよいのではないか。
- ・ 「水面利用協議会」「河川利用委員会(仮称)」等を記述した趣旨は？

水上バイク等の淀川での利用により騒音等の苦情が出ていることから、その対策にあたる淀川水面利用協議会を既に設置しているが、阪神大震災の経験から緊急物資の輸送に舟運が有効であるということで、今後の舟運について検討するにあたっても既存のこの協議会を活用することを考えている。これらは水面利用ということで整理させていただいている。また、高水敷の利用に関しては、基本的には縮小していく方向であるが、様々な立場の方の意見を聴き対立を調整する組織として河川利用委員会(仮称)の設置を考えている。(河川管理者)

河川に関わる自治体も含めて広く利用を考える協議会ということか。(リーダー)

説明資料(第1稿)では沿川自治体もあげているが、構成メンバーについてはまだ検討中であり、学識経験者や都道府県単位の大きな視野で考えられる方に入っていただく、地域住民は委員として参加ではなく案件ごとに意見を聴く場を設ける、等を考えている。(河川管理者)

これまで河川の利用は河川管理者に任せながらもその裁量でできることは少ないという実態があったのではないかと思うが、河川利用委員会等を設置するのであれば、様々な関係者を取り込んで総合的な判断のできるリバー・オーソリティーのようにすべき。また、それ以前に現行の法律を改正しなくてもいいような委員会の構成にしてほしい。

河川毎に委員会を設置するとグラウンド等に利用したいという意見が強くなるのではないか。上流から下流まで様々な価値観があると思うが、ここはだめだがここは可能であるなど全体を調整する委員会のような場が必要だ。全体を見通す委員を各河川の委員会に入れるということだが、全体の中でどう捉えていくのか。

基本的には提言の理念に沿ってグラウンド等の施設は縮小する方針で考えているが、実際には沿川の住民や自治体からの要望が強く、上流から下流まで一律でグラウンド等の施設を毎年 % ずつ縮小するというのは、現状を踏まえると少し乱暴ではないかと考えている。そこで、地元からの申請があった場合や現在許可している施設の更新時期がきたときに、利用委員会のような場で大局的に見てもらえる学識経験者の方々と申請者の意見を聴き、最終的には委員会ではなく、河川管理に対して責任がある河川管理者が判断する。一律の理念の議論ではなく、個々の事情に応じた議論になってくると思うので、水系全体で会議の場を持って議論にはならないと思う。地元のことをよく知っている人たちやその河川に造詣の深い方々が集まった意見交換がないとまずいのではないかと考えている。全体的な考え方は、整備計画をチェックする流域委員会のような場で議論していただきたい。(河川管理者)

自治体が出している意見収集等を見ると、提言と対立する意見が大半である。このように意見の食い違いが大きい場合、合意形成や社会的な理解を得ていく場としても協議会のような組織は必要だ。

利用派の声が大きいためその意見が多数派であるように思われがちであるが、アンケート等を見ると実際にはむしろ自然保全派が多いことがわかる。声の大きい人の意見だけが通らないよう、協議会等での適正な判断ができるようにすべき。

3. 治水分野(4.3、5.3)

第4回治水部会(2003.4.14開催)

治水の考え方について

治水に対して河道対策とダムだけで良いのか、という考え方もある。説明資料(第1稿)に「洪水被害ポテンシャル低減対策」として記されているが、現状維持なのか機能強化する攻めの姿勢なのかが不明であり、物足りない。河道やダム以外へ現状以上の流量配分を設定する、或いは、公共施設の土地利用誘導だけではなく、民間企業や住民に補助金を出す等の努力を積極的に行っていくべき。

説明資料(第1稿)には、まず情報伝達、次に被害ポテンシャルの低減、3番目に堤防、との考えで、この順番で記している。土地利用誘導等については現状維持ではないが、今すぐ達成できることではないと考えた計画となっている。(河川管理者)

第3回治水部会(2003.4.10開催)

<堤防強化対策について>

緊急対策区間の設定方法と実施の優先順位

堤防強化の優先順位が示されているが、そこに至る過程で住民は関われないのか?

優先順位についても原案に示される。その内容については住民の方からも意見を聞き、議論をしていきたい。

<狭窄部上流の浸水被害対策について>

対策を行って安全になればなるほど、人が集まり、洪水ポテンシャルは高まってしまう。例えば、ハザードマップ等により読みとれる危険度に応じて、望ましい土地利用を積極的に訴えかけるところまで考えなければならない。

<被害ポテンシャル低減対策方策協議会について>

被害ポテンシャル低減対策方策協議会について、どのようなイメージを持っておられるのか。特に土地の利用誘導は、河川管理者だけで実現できるものではない。

地域特性に合わせて、河川ごとに分科会をつくり、様々な関係者(沿川自治体、地下空間管理者、気象台、防災関係機関、農業・林業関係、ライフライン関係等々、具体的な整備内容シート 治水-5 参照)とともに考えていきたい。避難誘導についてはシート治水-6に、土地利用誘導についてはシート治水-7に記載していることを考えている。(河川管理者)

地域特性を考慮して協議会をつくり、さらにそれが住民に周知徹底されるシステムまでつくることが重要だ。また、平常時から行うことと危機管理として行うことと両方必要である。

まだまだ、河川管理者がリードしようとしている観がある。地方自治体の主だということ強く打ち出していないといけない。

<情報伝達・避難について>

洪水時の夜間の対応について

洪水被害の多くは夜間に発生する。昼間と夜間では、情報の提供や伝達システムも違ってく

るはずだ。どのような対策を考えておられるのか。

現在の情報提供システムは、基本的には 24 時間体制で行われている。しかし、住民の避難については、密に情報を提供していくしかないというレベルにとどまっている。常日頃から、堤防のもろさと水害の恐ろしさを発信し続け、その上で自治体と連携していくしかないと考えている。(河川管理者)

- ・洪水が起こった時には停電することが多く、伝達のシステムが途切れがち。人が臨機応変に対応するには日頃からの防災教育が必要。

第 2 回治水部会 (2003.3.27 開催)

< 流域対応 >

- ・河川審議会答申や流域委員会の提言に記されているように、洪水に対しては、堤外地(河川側)、堤内地(都市側)での対応の両方が関係してくる。堤内地に対して流域としてどのような治水を行うか、河川整備計画にはどの程度盛り込まれる見通しか。

河川管理者だけでは出来ないことが多いため、説明資料(第 1 稿)では被害ポテンシャル低減対策として協議会を設置して関係自治体、機関等と連携していくことを考えている。特に避難誘導に関しては、淀川下流部には地下街が多いため、ソフト、ハード一体となった対策が必要である。(河川管理者)

流域対応については、従来から総合治水で対応しようとして出来なかった。何故できないか、ということ踏まえて記述頂きたい。

第 1 回治水部会 (2003.3.8 開催)

- ・ハザードマップは周辺住民への周知徹底が重要だ。川西市の場合、約 5 年前に配布されただけになっている。国の直轄管理区間についてはハザードマップが公表されているが、猪名川の川西市地域は県の管理であり、実際にどこまでマップ作成が進んでいるのかよくわからない。事態の改善をお願いしたい。

- ・ハザードマップが公表されたことにより、土地利用にどのような変化があらわれたのか、既に公表されている地域について実例のデータがあれば、紹介して頂きたい。

最も早くできたものでも 3 年前でありデータはない。おそらく、実態としては、マップが公表されたことによって土地利用が変化した例はないのではないかと。今後は、水害ポテンシャル低減協議会において、議論し実行に移していきたいと思っている。(河川管理者)

- ・市民には、河川管理者が当然だと考えていることが伝わっていない。例えば、越流すると堤防が壊れてしまう事実や高い堤防がかえって被害ポテンシャルを高めていること、狭窄部を持つ河川の恐怖などを市民にきっちりと説明する必要がある。

ご指摘の点に関しては、説明資料(第 1 稿)の説明会で住民の方々に説明してきたが、確かに河川管理者と住民の方々の間には考え方や言葉のギャップがあり、理解し合えなかった部分もある。今後も引き続き住民説明会を開催し、平易な言葉や図表などを用いてわかりやすい説明を行っていきたい。(河川管理者)

大人だけではなく、関心を持った子どもたちに河川のことを伝えていく努力も必要だ。次の世代を担う子どもたちに河川のことを理解してもらわなければ、どれだけ素晴らしい河川整備計画を作ったとしても、うまく引き継ぐことができないだろう。説明資料は、大人でもわかりにくい点が多く、まして子どもには、まったくわからない内容となっているため、小学生高学年にも理解できるような資料の作成も検討している。(河川管理者)

一般の方から委員会に寄せられている意見の中で、「委員会は治水を軽視しているのではないか」という意見がある。委員会は、治水をレベルアップするための方策を検討しており、決して治水を軽視しているつもりはないが、一般の方の中には誤解されている方もおられる。委員会も、よりわかりやすい説明をしていく責任があるだろう。(部会長)

第21回琵琶湖部会(2003.1.29開催)

- ・ 「治水・防災」の「情報提供」ところで、グラフィック等を用いるなどの工夫を凝らして、わかりやすく興味をもてるような形での情報提供を考えられないか。

p11で「リアルタイムでマスメディアへ提供」の部分で記しているように、インターネットを使ってリアルタイムに表示できる仕組みを作る等の工夫をしているので、ここを今後拡充していきたい。(河川管理者)

インターネットだけではなく、太鼓の鳴らし方で火事の場所を知らせるなど、先人の知恵を生かした情報伝達の方法等に学べることはないだろうか。

4. 利水分野(4.4、5.4)

第3回 利水部会(2003.4.14開催)

<全体的な意見>

- ・河川管理者の権限内で実施できることについてもっと言及すべき

水資源開発自体が河川管理者の仕事ではないなど利水については我々だけではできないことが多く、水利権の関与等しかできないのが正直なところ。できる範囲の一つとして、協議会を考えた。(河川管理者)

協議会等を活用しながら2、3年のスパンで一生懸命縦割りを排し水需要管理を実現したい。(河川管理者)

<水需要管理協議会>

- ・協議会は水需要の精査・管理を実現するために必要だが、そのイメージや方向性を明確にすべき

<その他に関して>

- ・水需要予測に関して、現在は供給側からの視点しかない。消費側の実態を把握するために、委員会でアンケートを実施してはどうか。

第19回委員会(2003.3.27開催)

<水需要管理、他との連携に関する主な意見>

- ・水需要管理の考え方や方向性は非常によくまとめられているが、実際に具体化していく場合には、河川管理者の権限外の分野にまで範囲が及ぶだろう。農業用水や工業用水など、従来のやり方の延長線では扱うことの難しい分野をどう具体化していくのか、利水部会での議論を教えて頂きたい。

利水部会では、国土交通省だけではできないことも含めて議論しておくべきだというスタンスで審議を進めている。特に、水需要管理の主体は誰なのかといった問題については、国と自治体で連携して進めていくことが重要であり、これまで水の供給管理を行ってきた河川管理者はコーディネーターの役割を担っていくべきだといった議論が行われた。(利水部会長)

水需要の精査・確認や工業用水の用途間転用の調整は河川管理者が行えることだが、水需要の抑制を直接行うことは難しい。このため、説明資料(第1稿)では、「湯水調整会議を、水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整」を行うとしている。(河川管理者)

水質についても流域全体で対応していかなければならないことだが、現在の河川管理者の権限は河川の中だけに限られており、対応には限界があるため、自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)を設立して、水質問題に取り組んでいく。(河川管理者)

- ・統合的な流域管理において、河川管理者の権限外の問題をどう扱うべきか、委員会からも具体的に提言すべきだ。方向としては2つあり、関係省庁間の協定や覚書などの形で進める場合と住民をクッションにして進める場合がある。現行法の枠内でできることはたくさんある。

5. 利用分野（4.5、5.5）

第21回琵琶湖部会（2003.1.29開催）

- ・ 高水敷の段階的な切り下げや利用の見直しについて、日頃から河川敷を利用して、見直しに反対している住民との調整をどうとるのか。

提言の内容にそって、p24に「本来、河川敷以外でも可能なスポーツ施設等は縮小していくことを基本とする」としているが、地域の強い要望もあるため、地域毎、河川毎に河川利用委員会（仮）を設置し、そこで議論していこうと考えている。利用の問題はマニュアルで画一的に対処すべきものではないと考え、このような案を出した。
（河川管理者）

6. ダム (4.6、5.6)

第20回委員会 (0203.4.21 開催)

- ・ 総合治水と言う文言は書いてあるが、不十分である。河川管理者が十分な提案ができない理由に次の2つがある。1つは、河川しか見ていない。川上ダムの場合、550箇所溜池の嵩上げ、395haの水田の遊水池化は確かに無理だが、地域を面的に見た場合、この部分は溜め池として、ここは遊水池といった地域で少しでもダムを小さくできるだろう、という現実的な案ができるはず。もう1つは、これまで地元の方の納得を得てやってきた知恵があるのに、これからの遊水池はゼロであるというように地域の人々の意識や社会の仕組みに関するイメージがないためである。是非、その点は考えて欲しい
- ・ 住民の合意を得るプロセスが一切書かれていない。
- ・ 住民に対しても「川の中だけではできない」ということを示すのが河川管理者の使命。その場合、大きな降雨があった場合、これだけ減らしますよ、というのはあるが、これだけ浸かりますよというのでも示して欲しい。こうすれば大丈夫というデータだけでは住民側の対応も期待できない。

第21回琵琶湖部会 (2003.1.29 開催)

- ・ p26 ~ 「ダム」では、ダム計画の内容を見直す際に踏まえる事項がいくつか述べられているが、この中に「住民意見の反映」に関する事項が抜けている。

当然のことだと考え、記述していない。(河川管理者)

ダムに関する意見聴取について

- ・ ダム問題を考える会を開く場合、建設予定地域の住民や自治体は多分集まりやすいが、下流の住民、関心を持っているグループなどが集まれるかどうかの問題である。そこで、住民意見の聴取を実施する際には、関心の高い市民団体について事前にモニターのような形で登録しておき、説明会の開催予定等の情報を発信する必要がある。